中津市自殺対策計画(第1期)

~ みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市を目指して ~

平成31(2019)年度~平成36(2024)年度

平成31年3月 大分県中津市

はじめに

中津市は平成29年3月に、第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」を策定し、「暮らし満足No.1」のまちづくりを目指しています。年齢、性別、障がいの有無、病気の有無などを問わず、すべての市民が安心して暮らせるよう取り組んでいるところです。

一方で、中津市では、毎年10人以上自殺により亡くなっています。かけがえのない命が自殺により失われることは、遺された家族や周囲の人々



の悲しみ・生活の変化をもたらすものであり、結果として、市全体の大きな損失となります。

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められることから起こります。 個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「追い込まれた末の死」ということが 言えます。

したがって、悩みがあって精神的に追い込まれている人がいても、相談できる人や場所など、支援体制が十分に整っていれば、かけがえのないその命を救うことができるということです。

中津市では、「中津市自殺対策計画」を策定し、みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市の実現を目指します。みんなでいのちを支えあうあたたかい社会は、誰にとっても生き心地の良い社会となります。このことは、「暮らし満足 No. 1」のまちづくりにさらに近づくことになると確信しています。

この計画を進めるにあたっては、私自身を含めた市職員が先頭に立つのはもちろんですが、市民、団体など、多くの方の協力が不可欠になります。ぜひ、中津市全体で力をあわせて取り組んでいきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました、中津市自 殺対策連絡協議会の各委員の皆様をはじめ、市民意識調査において貴重なご意 見・ご提言をいただきました多くの皆様にこころから感謝申し上げます。

平成31年3月

中津市長 奥 塚 正 典

目次

計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
中津市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・
いのち支える自殺対策への取組~基本施策~・・・・・・・17
1 住民への啓発と周知・・・・・・・・・・・17
2 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・19
3 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・21
4 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・29
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育・・・・・・32
いのち支える自殺対策への取組~重点施策~・・・・・・・33
1 勤務・経営対策・・・・・・・・・・・・・・33
2 高齢者対策・・・・・・・・・・・・・・・35
3 生活困窮者対策・・・・・・・・・・・・・・39
中津市の自殺対策の推進体制・・・・・・・・・・・・・・43
資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
1 中津市・中津市自殺対策連絡協議会の
生きる支援事業・目標値一覧・・・・46
2 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・68
3 自殺総合対策大綱・・・・・・・・・・・・・74
4 中津市自殺対策連絡協議会設置要綱・・・・・・・110



第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

中津市では、「暮らし満足No.1」を目指し、平成29年3月に第五次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」を策定しました。

子ども、若者、高齢者、障がい者、男女や年齢の差に関わらず、ライフステージが変わっても、希望や生きがいをもって暮らせるまちづくりを基本目標としています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因であることが知られています。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

中津市では、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、「みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市」の実現を目指します。

2 計画策定の背景

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。平成10年以降、自殺死亡者は年間3万人を超えていましたが、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成24年からは3万人を下回り、平成27年からは2万5千人を下回るなど、着実に成果を上げています。しかし、未だに多くの方が自死を選んでいるという状況に変わりはありません。

そこで、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することとされました。 中津市では、中津市自殺対策連絡協議会などの支援者連携、自殺予防普及啓発事業などを実施してきました。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、中津市における自殺の実態を把握し、中津市 自殺対策計画を策定します。

3 計画の期間

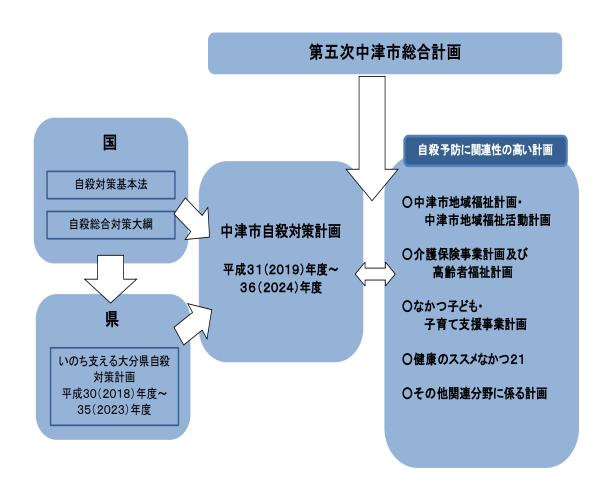
県の『いのち支える大分県自殺対策計画』が平成30(2018)年度から平成35(2023)年度の6年間であることから、本計画の期間は平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。

4 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第2項において、市町村は計画策定が義務付けられています。

また、第五次中津市総合計画を上位計画とし、「みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市の実現」を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。そのため、関連する法律や各種計画との十分な整合を図っていきます。



5 計画の数値目標

【目標】

平成25年(2013年)から平成29年(2017年)の平均の自殺死亡率(*)は15.0となっています。平成31年(2019年)から平成36年(2024年)の平均の自殺死亡率を、先進諸国水準の自殺死亡率13.0以下まで減少させることを目指します。

	平成25年(2013年)から 平成29年(2017年)の平均	平成31年(2019年)から 平成36年(2024年)の平均
自殺死亡率	15. 0	13.0以下
自殺者数	12人	9人以下

【目標の算出根拠】

計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での数値目標などを定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているのかなど、取組の成果を併せて検証を行っていく必要があります。

国は自殺総合対策大綱における当面の目標として「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる(平成27年18.5→13.0以下)」ことを目標に掲げています。

中津市も同様に、目標設定を行います。

中津市は後述の第2章-1-(1)-図1のように、自殺者数及び自殺死亡率は減少傾向にあります。しかし平成27年から平成28年のように、年によって大きく変動がみられます。そこで各年の平均をとり、平成31年から平成36年の平均の自殺死亡率を、先進諸国の現在の水準13.0以下まで減少させることを目標としました。

(用語解説)

●自殺死亡率・・・人口10万人あたりの自殺者数のこと

6 計画の評価

達成進捗状況については、平成32年度以降、中津市自殺対策連絡協議会において毎年度確認評価を行います。最終年度には、総合的な評価を行います。なお、目標の評価にあたっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行います。

7 自殺対策の基本方針

平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、中津市では次の5点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を図ります。

自殺対策の基本方針(自殺総合対策大綱より抜粋)

1. 生きることの包括的な支援として推進する

< 社会全体の自殺リスクを低下させる>

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。 <生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

<対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる>

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
 - <自殺は「誰にでも起こり得る危機」>という認識を醸成する

危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動等に取り組んでいく。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を 明確化し、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

第2章 中津市の現状と課題

※自殺の統計については厚生労働省の自殺の基礎資料と自殺総合対策推進センター の地域自殺実態プロファイル(*)に基づいています。

(用語解説)

●地域自殺実態プロファイル・・・自殺総合対策推進センターにてそれぞれの自治体の 自殺の実態を分析したもので、自治体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を示 したレポートのこと。

1 統計データから見る中津市の自殺の現状

(1) 自殺者の推移

平成22年~29年を見ると、おおむね減少傾向が続いています。また毎年男性の自 殺者が女性と比較して圧倒的に多くなっています。

自殺死亡率の8年間の平均は18.8で、大分県の平均19.7、全国の平均21.4よ りも低い状態です。(図1、表1)

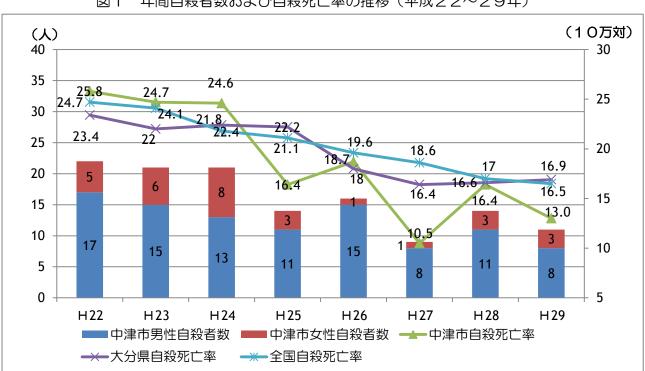


図1 年間自殺者数および自殺死亡率の推移(平成22~29年)

表1 自殺者数・自殺率の推移

単位 自殺者数(人) 自殺率(人口10万対)

			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	自殺者数	128	22	21	21	14	16	9	14	11
中津市	自殺率	18.8	25.8	24.7	24.6	16.4	18.7	10.5	16.4	13.0
	自殺者数	1,888	282	265	268	266	216	195	197	199
大分県	自殺率	19.7	23.4	22.0	22.4	22.2	18.0	16.4	16.6	16.5
	自殺者数	208,188	31,334	30,370	27,589	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127
全国	自殺率	20.4	24.7	24.1	21.8	21.1	19.6	18.6	17.0	16.5

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2)性別・年代別の特徴

性別・年代別にみると、50歳代の男性が最も多く、ほぼどの年代においても、男性の自殺が多いことがわかります。

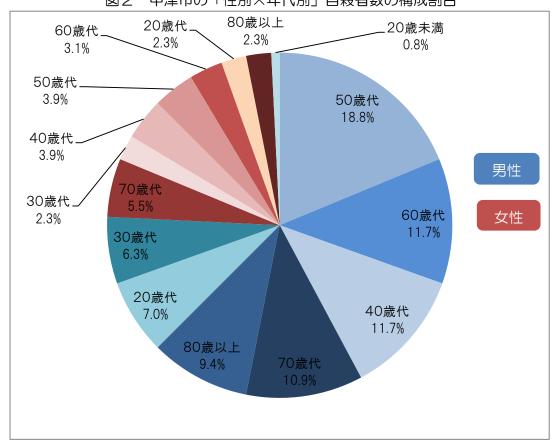


図2 中津市の「性別×年代別」自殺者数の構成割合

(3) 職業別の特徴

職業別にみると、年金・雇用保険生活者、次いで被雇用・勤め人が最も多くなっています。

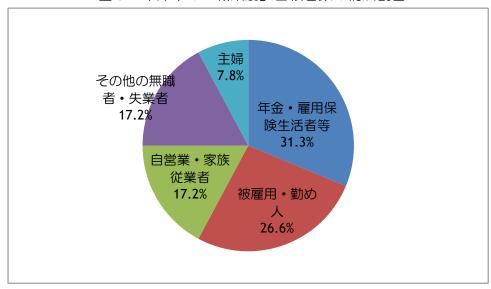


図3 中津市の「職業別」自殺者数の構成割合

出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(4) 同居人の有無

自殺者数を同居人の有無でみると、同居人ありの自殺が多くなっています。

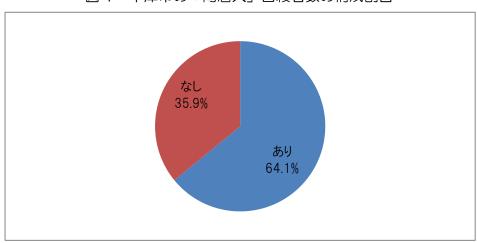


図4 中津市の「同居人」自殺者数の構成割合

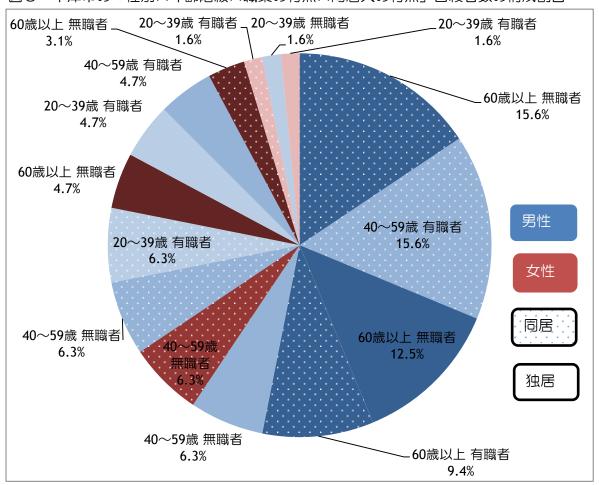
(5)「地域自殺実態プロファイル」より見える中津市の自殺者の特徴

平成25~29年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、中津市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性の上位5区分が示されました。

「男性・同居人あり・60歳以上・有職者」「男性・同居人あり・40~59歳・有職者」の自殺が最も多くなっています。

※各区分で人数が〇人のものはグラフ上に計上していません。

図5 中津市の「性別×年齢階級×職業の有無×同居人の有無」自殺者数の構成割合



また、上位5区分について、表2のように、背景にある主な自殺の危機経路も示されて います。

表2 中津市の主な自殺の特徴

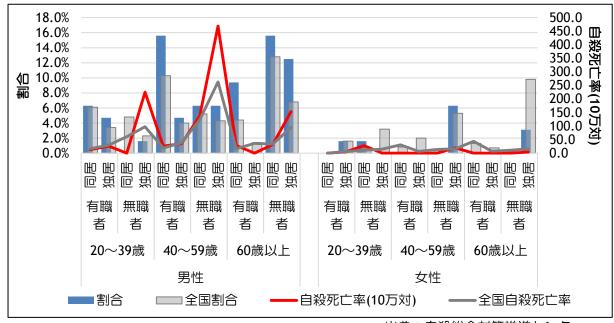
上位5区分	割合	自殺死亡率(*)	背景にある主な自殺の危機経路(**)
1位 男性 60 歳以上無職同居	15.6%	31.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲
			れ) +身体疾患→自殺
2位 男性 40~59 歳有職同居	15.6%	26.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み
			+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位 男性 60 歳以上無職独居	12.5%	152.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→
			将来生活への悲観→自殺
4位 男性 60 歳以上有職同居	9.4%	28.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アル
			コール依存→うつ状態→自殺/②【自営
			業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ
			状態→自殺
5位 男性 40~59 歳無職独居	6.3%	468.8	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典:自殺総合対策推進センター

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順である。

- (*) 自殺死亡率の母数(人口) は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計。それ ぞれの区分 10 万人に対する自殺者数を表したものである。
- (**)「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺対策白書 2013 (ライフリンク) を参考にした。

図6 中津市の自殺の割合と自殺死亡率



出典:自殺総合対策推進センター

【自殺の危機経路とは】

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見えて きた自殺に至るプロセスのことを言います。

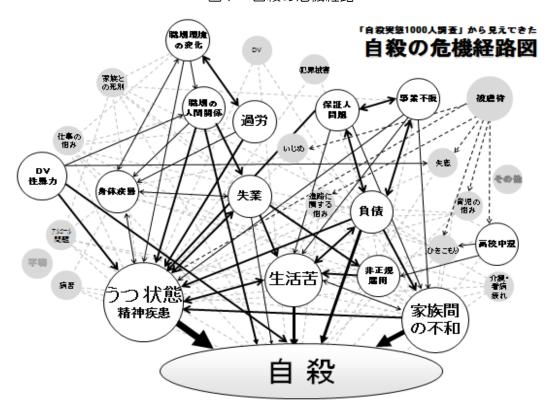


図7 自殺の危機経路

出典:NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態(精神疾患)」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことがわかっています。

3 市民意識調査の結果

自殺に対する市民の意識などの実態を把握し、この実態にあった自殺対策計画を策定するため、市民を対象に「こころの健康に関する市民意識調査」(以下、市民意識調査)を実施しました。

【調査方法】郵送法

【調査期間】平成30年8月17日(金)~8月31日(金)

【調査対象】住民基本台帳に登録され平成30年7月31日時点で20歳に到達している市民3,000人(無作為抽出)

【回 収 率】1,204人(40.1%)

※性別:男性535人 女性644人 無回答25人

(1) 7人に1人が「本気で自殺したいと考えたことがある」

「あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか。」という質問に対して、「考えたことがある」と回答したのは14.5%とおよそ7人に1人にのぼりました。

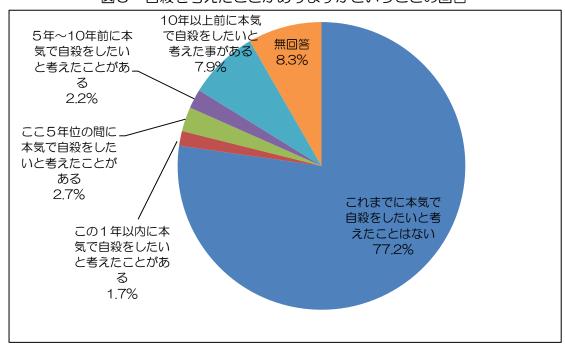


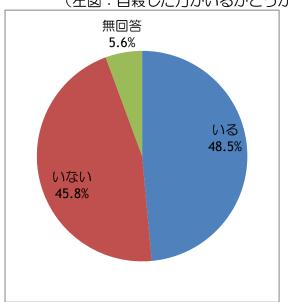
図8 自殺を考えたことがありますかということの回答

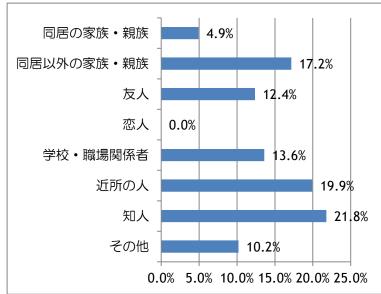
出典:市民意識調査

(2) およそ2人に1人が「身の回りの人を自殺で亡くしている」

「あなたの周りで自殺(自死)をした方はいらっしゃいますか。」という質問に対して、「いる」と回答した人は45.8%にのぼり、およそ2人に1人が、身の回りの人を自殺で亡くしていることになります。どなたを亡くしたのかについては複数回答となっており、「知人」が最も多く、ついで「近所の人」「同居以外の家族・親族」となっています。

図9 あなたの周りで自殺(自死)をした方はいらっしゃいますかということの回答 (左図:自殺した方がいるかどうか、右図:自殺で亡くなった人との関係)





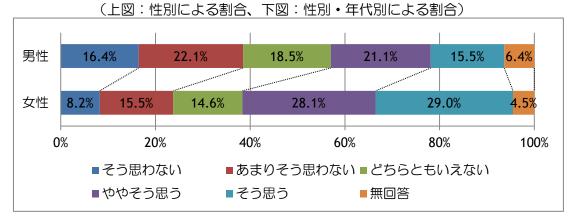
出典:市民意識調査

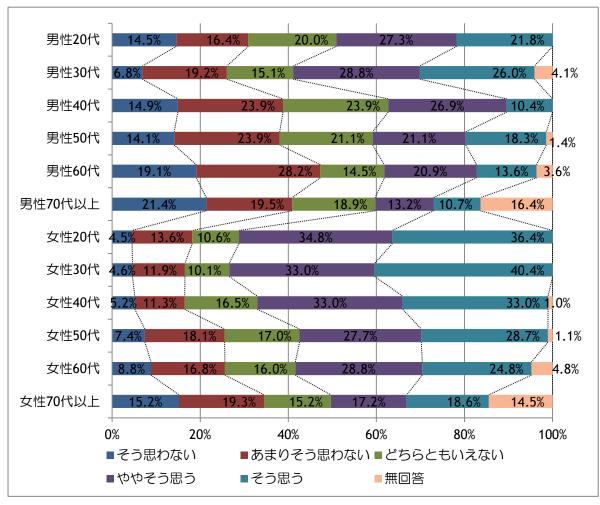
(3) 男性は女性と比較して、悩みやストレスがあっても誰かに相談しない人が多い

「あなたは悩みやストレスを感じたときに、どう考えますか。」という質問に対して、「誰かに助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」あるいは「ややそう思う」と感じる人は、男性は36.6%、女性は57.1%で、男性の方が誰かに相談することにためらいを感じる人が多いことがわかりました。

また、性別にかかわらず、年齢が高いほど、相談することに対して抵抗を感じる傾向があることがわかりました。

図10 悩みやストレスを感じたときに誰かに相談したいと思いますかということの回答





出典:市民意識調査

中津市の基本施策・重点施策について

国(厚生労働省)は、全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策とし、下記の5つをあげました。

中津市もこれにのっとり、下記の5つを基本施策として推進していきます。

基本施策(第3章)

- 1 住民への啓発と周知
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 生きることの促進要因への支援
- 4 地域におけるネットワークの強化
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、平成29年7月25日に閣議決定された、新たな自殺総合対策大綱で示された、 重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施 策とし、推進することとされました。

中津市において推奨される重点施策として、「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」 に対する取り組みが挙げられました。

重点施策(第4章)

- 1 勤務・経営対策
- 2 高齢者対策
- 3 生活困窮者対策

第3章 いのち支える自殺対策への取組~基本施策~

基本施策1 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った 人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、 社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には 誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分 の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声を かけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における 市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事 業を展開していきます。

(1) 心の健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

取組	内容【担当課・団体】
自殺予防週間、自殺対策強化月間	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせ、ポス
における啓発活動の推進	ターの掲示を行い、啓発をします。【社会福祉課、
	都市整備課、社会教育課、小幡記念図書館】
	自殺予防週間に合わせ、自殺予防に関する理解促
	進のために街頭キャンペーンを実施します。【大
	分県北部保健所】
リーフレット等啓発グッズの作	市民一人ひとりが心の健康や自殺予防対策の基本
成	認識を理解できるよう、リーフレット等を作成し
	ます。【社会福祉課】
市長定例記者会見	市長自らが行政施策の発表を行う場となります。
	「いのちを支える自殺対策」等に関する具体的な
	取組等がある場合、記者会見の報告項目に盛り込
	み、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進
	を図ります。【秘書広報課】
メディアを活用した啓発活動	市広報、ホームページ、なかつメール、SNS等
	を活用し、自殺予防に関する情報を発信していき
	ます。【社会福祉課、秘書広報課】

取組	内容【担当課・団体】
有害情報サイトの危険性の広報	有害情報サイトにかかる危険性を広報し、フィル
活動	タリングの有効性の周知を図るなど、普及啓発活
	動を行います。【中津警察署】

(2) 市民向け講演会・イベントなどの開催

障がいや病気を持つことで、社会生活の中での孤立感、生きづらさを感じ、自殺に追い込まれることも十分考えられます。市民向けの講演会や研修会を開催し、自殺予防の 普及・啓発を行っていきます。

取組	内容【担当課・団体】
障がい・病気の理解促進の研修会	市民向けに病気の理解促進の研修会(高次脳機能
開催	障がい・精神疾患等)を開催します。また、支援
	者向けに障がい・病気の理解促進の研修会(障が
	い者虐待・差別解消等)を開催します。【中津市
	障がい者等基幹相談支援センター】

【目標】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値(平成36年度)	目標設定の考え方
ゲートキーパー (*)を知っている 人の割合	_	33%	自殺総合対策大綱の指標により、市民の3人に1人がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
心の健康づくり、生 きる支援のリーフ レット等作成・配 布・啓発	6,000 部	10,000 部	配布場所、啓発対象者の一覧は 第6章-1 目標値一覧 参照

(用語解説)

●ゲートキーパー・・・自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関、また一般住民に対して、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を確保していきます。

(1) 自治体職員を対象とした研修の実施

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成研修の開催	市職員の自殺予防に対する意識を高めます。【社
	会福祉課】
ゲートキーパー養成研修の受講	ゲートキーパーの役割を担うことで、早期に問題
	を発見し、適切な相談窓口につなげられるように
	します。【庁内各課】
メンタルヘルスケア講座	講習会で自殺企図者の特徴や対応の仕方を学び、
	自殺念慮がある人の気持ちを静めることができる
	よう取り組みます。【消防署救急係】
救急救命士養成研修及びメディ	救命士の養成研修において、自殺企図者への対応
カルコントロール体制の推進事	の仕方等の講義枠を設け、自殺対策への意識の醸
業	成とスキル向上を図ります。【消防署救急係】
事後研修会	救急現場での初期対応が円滑になるよう、搬送症
	例の中に自殺未遂のケースを含め、研修会を行い
	ます。【消防署救急係】

(2) 自治体職員以外を対象とした研修の実施

取組	内容【担当課・団体】
ゲートキーパー養成研修の受講	さまざまな分野に関連する方にゲートキーパーの
	役割を担ってもらいます。
	・介護施設従事者、ケアマネージャー等【介護長
	寿課】
	• 障害福祉施設従事者、相談支援専門員等【社会
	福祉課】

【目標】

指標	目標値(平成36年度)	目標設定の考え方
ゲートキーパー養 成研修会受講者数	250 人 (平成 32 年度 ~36 年度計)	今までの実績による。

基本施策3 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。こういった観点から、居場所づくり、相談体制の充実、自殺未遂者への支援、災害時の避難者への支援等に関する対策を推進します。

(1) 居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。

取組	内容【担当課・団体】
地域活動支援センター事業	障がい者(児)が気軽に立ち寄り、余暇活動を行
	う場を提供するととともに、生活上の支援・助言
	を受けられる場を提供します。【社会福祉課】
がんサロン	がんに関する情報提供やがんに罹患した患者さん
	やご家族が集える機会を作ります。 【中津市民病
	院/相談支援センター】

(2) 相談支援体制の充実

取組	内容【担当課・団体】
無料法律相談	毎月第1、2、3金曜日に、市民を対象とした弁
	護士による無料の法律相談を実施します。【総務
	課】
住民ガイドブックの発行・配布	行政のしくみや、役所における各種手続き方法、
	助成制度などの情報のほか、暮らしに役立つ生活
	情報を掲載した住民ガイドブックを発行・配布す
	ることで、市民に対する情報周知を図ります。【秘
	書広報課】
各種障害福祉サービスの支給に	障がい者(または児の保護者)から、サービス支
関する事務	給の相談・申請を受け付け、支給決定を行います。
	サービス申請時に、利用者や家族の状況等を把握
	し、悩みや困りの相談に応じ、早期対応に努めま
	す。【社会福祉課】
障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、
	適切な支援先につなぎます。【社会福祉課】

取組	内容【担当課・団体】
身体・知的障害者相談員の設置	障がいを持つ当事者である相談員が、障がい者の
	生活上の困難や悩みの相談に応じます。【社会福
	祉課】
心配ごと相談事業	民生委員主任児童委員が、地域の情報を提供した
	り、相談に応じます。【社会福祉課、中津市民生
	委員・児童委員連合協議会】
健康相談•訪問•健康教室	健康に関する相談受付、保健指導が必要な方への
	訪問、健康教室の開催等を行い、健康づくりの支
	援を行います。【地域医療対策課】
人権なんでも相談(人権擁護委	人権に関する相談を通じ、必要があれば、関係機
員)、人権相談(来庁または電話)	関につなぎます。【人権啓発推進課】
若年者就職支援事業	若年者に対するカウンセリングやセミナーの実
	施、企業の採用情報の提供などの就職支援サービ
	スを提供し、若年者の就職と中小企業の若年人材
	確保を促進します。【商工振興課】
消費生活対策	消費生活に関する相談をきかっけに、相談者が抱
	える様々な問題も把握・対応し、包括的な支援に
	取り組みます。【商工振興課】
消費者問題法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門
	家へ無料で相談できる機会を提供します。【商工
	振興課】
義務教育なんでも相談 	児童生徒の教育上の悩みや心配事に関する相談に
	応じます。【学校教育課】
スクールソーシャルワーカーの	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児
配置	童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関
	等とのネットワークを活用したりするなど多様な
	支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。
	【学校教育課】
適応指導教室事業	不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学
	習・生活指導等を実施します。また、保護者に対
	しても相談活動を実施し、必要に応じて、各機関
	と情報共有を行います。【学校教育課】

取組	内容【担当課・団体】
患者サポート、相談支援	大分県北部の図書館等のがんに関する情報コーナ
	ーに、中津市民病院相談支援センターの連絡先等
	を記載したパンフレットを設置したり、病院内に
	相談窓口が分かるポスター掲示、ホームページ掲
	載等行います。また、疾病に対する不安の傾聴、
	医療費、就労支援、各種制度利用の手続き支援を
	行います。【中津市民病院/相談支援センター】
診療における相談業務	かかりつけ医として、うつ状態・うつ病患者を精
	神科等の専門医と連携し早期治療により自殺予防
	を図ります。また、学校医として、各学校からの
	相談等に対応し自殺予防を図ります。【中津市医
### ID 5 10 5 10 10 10 10 10	師会】
教育相談室の設置 	教育相談室を常設し、相談業務を行い、常に生徒
	を受け入れる体制をとります。 【大分県立学校長
	協会】
個人面談週間の設置	新学期(4月と9月)の時期に「個人面談週間」
	を設け、生徒一人ひとりの現状把握と悩みや思い
	に職員が傾聴し、必要に応じて情報共有を行いま
	す。【大分県立学校長協会】
精神保健福祉相談	保健師によるこころの相談を行い、不安の軽減を
	図ります。【大分県北部保健所】
権利擁護業務(あんしんサポート	福祉サービスの利用援助や事務手続支援、金銭管
と法人後見)	理等を行う「あんしんサポート事業」や、さらに
	認知症状が進行したり、重度障がいのため判断能
	力が十分でない状態の方をサポートする「法人後
	見」を行います。【中津市社会福祉協議会】
心のケア事業	心に不安を抱え、一人で悩んでいる方に対する専
	門家の相談窓口として、精神科医によるカウンセ
	リングの事業を実施します。【社会福祉協議会】
くらしの総合相談窓口	相談種別を問わず様々な暮らしの相談を、専用電
	話を設け受け付けます。【社会福祉協議会】

取組	内容【担当課・団体】
相談支援事業(訪問相談•来所相	障がい者等およびその家族等からの相談に応じ、
談•電話相談)	情報提供や助言、その他障害福祉サービスの利用
	支援等、必要な支援関係機関との連絡調整を行い
	ます。【中津市障がい者等基幹相談支援センター】
地域生活支援	地域のグループホームや入所施設の情報提供、同
	行見学、入居への支援をします。また、一般アパ
	ート入居の際は不動産会社への同行、入居への支
	援をする。金銭管理支援や住宅改修、福祉用具等
	は関係機関の紹介をします。【中津市障がい者等
	基幹相談支援センター】
相談支援スキルアップ研修会の	障がい者を支援する相談支援専門員に対し、スキ
開催	ルアップ研修会(精神疾患・精神訪問看護につい
	て等)を開催します。【中津市障がい者等基幹相
	談支援センター】
地域の見回り相談	担当区域住民を把握し、地域で暮らすうえでの困
	りごとや不自由なことがないかなど相談に応じま
	す。【中津市連合自治委員会】

- ※高齢者への相談は重点施策2参照
- ※生活困窮者・無職者・失業者への相談は重点施策3参照

(3) 妊産婦・子育て家庭への支援の充実

国の妊産婦の死因の1位は自殺で、原因は産後うつ、育児ストレスなどが関係しています。中津市では妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実を図り、自殺リスクの低下に努めます。

取組	内容【担当課・団体】
地域子育て支援センター(地域子	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を
育て支援拠点)の設置	開設し、親子の交流の場の提供と交流促進、子育
	てに関する相談援助を行います。【子育て支援課】
愛育研究センター	学校法人に委託し、子育て講座・育児不安につい
	ての相談指導・育児のシンポジウムやイベント等
	を実施します。【子育て支援課】

	内容【担当課・団体】
育て支援短期利用事業(ショー │ 係	R護者の疾病・育児疲れ・冠婚葬祭等の理由によ
ステイ、トワイライトステイ) り)家庭において児童を養育することが一時的に困
業	能となった場合に、児童養護施設等で一定期間(7
E	日以内)養育します。家庭の状況や保護者の抱え
3	3問題・悩みを察知し、必要に応じて支援を提供
L	ンます。 【子育て支援課】
育支援訪問事業 支	を援が特に必要な保護者及び妊婦に対し、その養
育	育が適切に行われるよう、居宅において養育に関
9	する相談、指導、助言その他必要な支援を行いま
g	す。【子育て支援課】
ども家庭総合支援拠点の設置	Pども家庭支援員を配置し、児童等に対する必要
社会的養育支援事業)	ま支援(実情の把握、情報提供、相談、調査、指
道	享、関係機関との連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。【子育 日本の連絡調整)を行います。 日本の連絡調整)を行います。 日本の連絡調整 日本の画施制 日本の画施制を表表 日本の画施制を表表 日本の画施制を表表 日本の画施制を表表
7	て支援課】
呆護児童対策地域協議会	Pどもへの虐待は家庭が困難な状況にあることを
ਹੋ	Rすーつのシグナルであり、被虐待の経験は子ど
ŧ	5自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高め
8	る要因にもなります。福祉・教育・保健・医療・
<u>항</u>	警察等の各機関の連携のもと、児童虐待の予防・
투	早期発見及び支援対象児童等への適切な支援を行
U)ます。【子育て支援課】
用者支援事業 和	則用者支援専門員(子育てパートナー)を配置し、
	牧育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供
\[\sum_{\text{\texi{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin}\text{\tin}\text{\texi{\text{\texi{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\tint{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\tint{\text{\texi}\text{\texitile}}\tint{\text{\texitile}}\tint}\tint{\text{\texi}\text{\texi}\tilint{\text{\texitile}}\tint{\texitile}\tint{\texitit}}\tint	3び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関
係	系機関との連絡調整等を実施します。 【子育て支
接	受課】
庭児童相談員設置事業 家	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児
重	でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でである。 でのは、 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 。 でい。 でい。 でい。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でいる。 でい。 でい。 。
\dd_	か相談・指導を行います。【子育て支援課】
子父子自立支援員設置事業	3子父子自立支援員を配置し、生活上のあらゆる
	問題を抱えるひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、
林	目談援助を行います。【子育て支援課】

取組	内容【担当課・団体】
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい
事業	人に会員になってもらい、会員同士で援助活動を
	行います。【子育て支援課】
放課後健全育成事業	就労等により昼間保護者のいない小学校児童をク
	ラブで預かります。クラブを通じて、保護者や子
	どもの状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや保
	護者に気づき、適切な支援先につなぎます。【子
	育て支援課】
ひとり親家庭等に対する支援事	ひとり親家庭等について、手当の給付や医療費の
業(児童扶養手当、ひとり親家庭	自己負担額の助成を行ったり、就職のための修行
医療費助成事業、母子家庭等自立	中に給付金を支給します。申請手続きや更新手続
支援給付事業)	きの際に、不安や悩みを抱えているひとり親等の
	相談に応じ、必要な助言を行います。【子育て支
	援課】
保育の実施(公立保育所、私立保	就労等の理由により家庭で保育できない子どもを
育所、私立認定こども園など)	保育所等で保育します。園を通じて、保護者や子
	どもの状況を把握し、悩みを抱えた保護者を把握
	する接点となるため、保育士が気づき役やつなぎ
	役としての役割を担えるよう取組みます。【子育
	て支援課】
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関して、保健師や助産師が
	相談に応じ、母子保健サービスや子育てについて
	の情報を提供したり、必要に応じて関係機関と連
	携し、切れ目のないサポートを行います。【地域
	医療対策課】
母子保健事業(訪問·乳幼児健	妊娠、出産から小学校入学まで、妊産婦、乳幼児
診・妊婦赤ちゃん相談・発達相談	に関する様々な事業を実施し、保健師が継続的に
会)	関わり、必要時適切な支援につなぎます。【地域
	医療対策課】
児童相談所における相談業務	18 歳未満の児童に関するすべての相談に応じ、子
	どもの福祉や健全育成、障がい児の療育などの支
	援を行います。【中津児童相談所】

取組	内容【担当課・団体】
児童の一時保護および入所等に	18 歳未満の児童の健全な育成のため、必要時に
係る業務	は、児童の一時保護や、児童福祉施設への入所お
	よび里親への委託を行います。【中津児童相談所】
ヘルシースタートおおいた推進	妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の段階
事業	に応じ、医療や保健福祉サービスなどの情報を提
	供し、関係機関につなぎます。また、医療・保健・
	福祉・教育の関係機関と母子保健における課題等
	を共有し、よりよい育児支援が行えるよう、体制
	づくりを整えます。【大分県北部保健所】

(4) 自殺未遂者への支援

取組	内容【担当課・団体】
退院支援	自殺企図のある患者さんを含め、在宅や医療機関、
	施設など適切な環境で生活できるよう退院支援す
	るとともに、適切な医療機関及び関係機関につな
	ぎます。【中津市民病院/相談支援センター】
自殺企図者等の発見活動	「行方不明者発見活動に関する規則」に基づく自
	殺企図者等の特異行方不明者に対する適切な発見
	活動を実施します。【中津警察署】
自殺企図者の再度の自殺予防を	措置通報以外で警察官が対応した自殺企図者に対
防止するための通報システム	し、保健師による自殺企図者または家族に対する
	早期の相談、自殺要因に応じた相談先の紹介対応
	を促進し、再度の自殺企図を防止します。【中津
	警察署、大分県北部保健所】

(5)災害発生時の避難者への支援

取組	内容【担当課・団体】
避難所開設時の避難者の支援体	災害が発生し、避難所を開設した際には、避難所
制構築	に悩みや不安を聞く相談窓口を設置するなど、避
	難者のケアに努めます。また、要介護高齢者や障
	がいのある人などの要配慮者に優しい避難所運営
	に努めます。【防災危機管理課】

(6)教育施設の整備

障がいや病気があっても利用しやすい施設は、どんな人にとっても利用しやすい施設です。孤立化を防ぎ、社会参加を促すため、施設の整備に努めます。

取組	内容【担当課・団体】
教育施設の建設・営繕業務	障がいや病気があっても利用しやすい、建物・設
	備のユニバーサルデザインに努めます。【教育施
	設課】

【目標】

指標	現状値 (平成30年度)	目標値(平成36年度)	目標設定の考え方
悩みやストレスを 感じた時に誰かに 相談したいと思う 人の割合	男性 36.6% 女性 57.1%	現状値以上	相談支援先の広報も含めた支援体制の充実により、相談しやすい環境づくりを目指す。

基本施策4 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

中津市では、民間団体を含む関係団体による中津市自殺対策連絡協議会と、関係課による中津市自殺対策会議を開催し、横の連携を深めていますが、今後、さらに連携を強化し、どこに相談しても適切な相談機関につながるよう取り組みます。

図10 三階層自殺対策連動モデル



出典:自殺対策総合推進センター

(1)地域における連携・ネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
中津市自殺対策連絡協議会	市内の関係機関・団体等が連携して、適切な役割
	分担と効果的な自殺対策の推進を図り、社会全体
	での取組みを推進します。【社会福祉課】
見守り活動推進事業	本耶馬渓・耶馬溪地区において、住民により行な
	われている「隣近所をお互いに気にかけあう見守
	りネットワーク活動」を推進します。【中津市社
	会福祉協議会】

(2) 庁内における連携・ネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
中津市自殺対策会議	「生きる支援」に関連する事業のある課の課長で
	組織され、諸施策の調整を行い、多方面からの自
	殺対策事業につなぎます。【社会福祉課】

(3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

取組	内容【担当課・団体】
虐待対応委員会	DV・高齢者・障がい者・児童虐待対応マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応検討を行い、対象に応じて適切な関係機関等に通報、また関係機関・施設につなぐことで、再発の予防に努めます【中津市民病院】
犯罪被害者等に対する総合的支 援の推進	被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の求めに応じて、情報の提供を行い、 適切な支援先へつなぎます。【生活環境課】
児童虐待やDV被害者の支援	児童虐待やDV等の事案を認知した際は、各機関と連携し、被害者の保護措置を徹底し、被害者に対する支援や自殺の予防に努めます。【中津警察署】
自殺に関する統計調査	自殺要因の分析を行うとともに、各関係機関へ情報提供を行い、自殺予防の具体的な取組につなげます。【中津警察署】

取組	内容【担当課・団体】
校内のいじめ防止対策	定期的に「全校一斉いじめアンケート調査」を行
	い、校内いじめ防止対策委員会において結果を検
	証するとともに、確実に対応し、いじめの抑止や
	解決につなげます。【大分県立学校長協会】

【目標】

指標	目標値 (平成36年度)	目標設定の考え方
中津市自殺対策連絡協議会の開催	毎年1回以上	現状維持
中津市自殺対策会議の開催	毎年1回以上	現状維持

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、先生や保護者以外の大人にも相談ができるよう取り組みを進めることとしています。中津市でもこの指針に基づき、取り組みを進めていきます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

取組	内容【担当課・団体】
電話相談事業の周知	児童生徒からの悩みや相談を広く受けとめること
	ができるよう、24時間子供 SOS ダイヤルをはじ
	めとする相談窓口の周知を行います。【学校教育課】

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取組	内容【担当課・団体】
生徒支援会議の開催	深刻な悩み、複雑な事案に対しては、スクールソー
	シャルワーカー等専門家の助言を受けるとともに、
	専門家と関係職員が一堂に会しての生徒支援会議
	(ケース会議)を開催し、情報共有や支援方法の検
	討を行います。【大分県立学校長協会】
教諭・各専門家の連携	教育相談係、特別支援教育コーディネーター、クラ
	ス担任等関係職員とスクールカウンセラー、スクー
	ルソーシャルワーカー等専門家が連携しながら、生
	徒の居場所を確実に確保し、相談業務にあたりま
	す。【大分県立学校長協会】

【目標】

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (平成36年度)	目標設定の考え方
中津市の児童・生徒 の自殺者	〇 人 (平成 29 年)	0人	現状維持

第4章 いのち支える自殺対策への取組~重点施策~

重点施策1 勤務・経営対策

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、 より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込 まれる人はまさにこの反対の状況にあります。

勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、行政や地域の業界団体の役割が重要と考え、地域での周知・啓発が望まれます。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

取組	内容【担当課・団体】
産業医によるストレスチェック	産業医として各企業に赴き、ストレスチェックの実
	施、高ストレス者の面談を行い自殺予防を図ります。
	【中津市医師会】
研修会の開催・参加(事業者対象)	労働者が心理的な負担の程度を把握するためのスト
	レスチェックの実施や事業所でのメンタルヘルス対
	策の進め方等について、事業者を対象とした研修会等
	で啓発指導を行います。【中津労働基準監督署】
	商工会議所会員事業所の事業者を対象に、大分県より
	講師を招いて健康経営についてセミナーを開催しま
	す。【中津商工会議所】
	会員企業の中で、労働者が健全に仕事をしていく上
	で、自殺予防を含め、労働者のメンタルヘルスチェッ
	クや心身の不調のサインに気づくことができるよう、
	各種勉強会、セミナー等を開催します。【中津市工業
	連合会】
事業所への啓発	労働者の心の健康づくりを推進するため、事業者によ
	るメンタルヘルス対策の取組の普及促進を図ります。
	【中津労働基準監督署】

取組	内容【担当課・団体】
自殺予防普及啓発事業	商工会議所会員事業所(約2,000社)に各機関・団体
	が発行するメンタルヘルスを含む健康に関する刊行
	物を配布もしくは情報提供を行います。【中津商工会
	議所】
労働者の健康維持のための取組	関係機関・団体と連携し、福利厚生の充実や健康寿命
	を延ばすための取組や積極的な健康診断の受診等の
	周知を行います。【中津商工会議所】
健康寿命延伸に係る事業	働き盛り世代のメンタルヘルス対策として、心の相談
(対象:青壮年期)	窓口(保健所精神保健福祉相談、大分いのちの電話、
	大分県こころとからだの相談支援センター等)の普及
	啓発、事業所管理者や健康管理担当者向けにメンタル
	ヘルス対策研修会を実施します。【大分県北部保健所】

(2) 労働安全衛生・労働環境の整備の推進

取組	内容【担当課・団体】	
労働安全衛生・労働環境整備の強	中津市に対し、労働組合を通じて、労働者の安全と健	
化の要請	康が維持できる労働環境を整備するよう要請を行い	
	ます。【連合大分北部地域協議会】	
なんでも労働相談ダイヤルの広	連合大分と連携し、なんでも労働相談ダイヤルの全国	
報•推進	一斉キャンペーン期間として、12月に広報などの活	
	動を行います【連合大分北部地域協議会】	
研修会の参加・開催	労働安全衛生に関する学習会に参加します。【連合大	
	分北部地域協議会】	

【目標】

指標	現状値	目標値	目標設定の考え方
1日1示	(平成30年度)	(平成36年度)	日宗政定のちん刀
中津市の勤務・経営	15.2	13.3	最終年度の中津市の自殺死亡
			率の目標値を 13.0 とし、現状
問題を原因とする	(平成 25 年~	(平成 31 年~	より 13.3%の減小となるた
自殺死亡率(人口	平成 29 年の平	平成 36 年の平	め、現状値より 13.3%の減少
10 万対)	均)	均)	
			を目標とする。

重点施策2 高齢者対策

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者の自殺対策は、既存事業の拡充、未実施領域への対応や既存関連事業の活用や連携など、地域の対策の実情に合わせた施策推進が求められます。行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

(1)包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

取組	内容【担当課・団体】
地域ケア会議の開催	地域ケア会議の事例検討を通して、地域の高齢者が抱
	える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握・共有
	し、関係者間での連携強化に努めます。【介護長寿課】
在宅医療•介護連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を切れ目
	なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護
	事業所等で在宅医療・介護連携支援センター事業に関
	する協議、承認を行います。市民が必要な医療や介護
	サービスを安心して受けられる地域づくりを目指し
	ます。【介護長寿課】
認知症初期集中支援チーム	認知症の疑いがある方やまだ医療や介護に繋がって
	いない方を対象に、もの忘れ対応支援チームが自宅を
	訪問し、必要な医療・介護に繋げる支援を行います。
	【介護長寿課】
地域連携会	住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができる
	よう医療と介護の連携を図るための機会を設けます。
	中津市内の病院職員と介護支援専門員が情報交換、共
	有し、一貫した支援を受けることができ、安心して療
	養生活が送れるよう取組みます。【中津市民病院/相
	談支援センター】

(2) 地域における要介護者およびその家族等に対する支援

取組	内容【担当課・団体】
介護保険認定申請、介護保険サー	介護は家族にとっての負担が大きく、最悪の場合、
ビス利用等相談	心中や殺人へとつながる危険性があります。要介護
	者や家族が抱える様々な問題の相談に応じ、介護サ
	ービス等の支援につなぎます。【介護長寿課】
高齢者への総合相談事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相
	談支援センター(地域包括支援センター)において
	初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワー
	クの構築に努めます。【介護長寿課】
第1号訪問•通所事業	高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)
	の職員が訪問し、支援が必要な高齢者を把握し、適
	切な支援に結び付けます。【介護長寿課、中津市社
	会福祉協議会】
高齢者虐待防止事業及び高齢者	養護者(家族)による高齢者虐待発生時の対応やさ
虐待対応業務	らなる虐待を防止し、高齢者本人の安全の確保に努
	めるとともに、養護者の支援も行います。【介護長
	寿課】
認知症介護家族の集い	認知症の方を介護されている家族同士が集える機
	会を作ります。【介護長寿課】
認知症サポーター養成講座の開	介護・認知症への理解を深めるため、認知症サポー
催	ター養成講座を開催します。【介護長寿課】

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容【担当課・団体】
緊急通報電話	65 歳以上の一人暮らしの方等に、緊急時にすぐに
	消防に通報できる緊急通報電話を設置し、高齢者の
	不安の軽減につなげます。【介護長寿課】

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組	内容【担当課・団体】
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人やその家族、地域の方が気軽に集まれる
の開設	場を開設し、日頃の困りごとや心配事の相談をする
	ことができる場を設けます。【介護長寿課】

取組	内容【担当課・団体】
「食」の自立支援事業	高齢者世帯を訪問して計画的な配食を提供すると
	ともに、その安否を確認することにより、高齢者の
	健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図
	ります。【介護長寿課】
孤立ゼロ対策事業	75 歳以上の独居の方で、介護サービス等の利用が
	なく、孤立している方を対象に地域包括支援センタ
	ーの職員が訪問を実施し、必要なサービス等の提
	案・支援を行います。【介護長寿課】
高齢者給食サービス事業	月に1~2回地域のボランティアの方が、一人暮ら
	しの高齢者等にお弁当を配布します。【介護長寿課】
養護老人ホームへの入所	65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困
	難な高齢者を養護者人ホームへ入所させ、本人が安
	心して生活できる場を確保します。【介護長寿課】
高齢者生きがいと健康づくり推	老人クラブに加入している方を対象に、各種イベン
進事業	ト(スポーツ大会や芸能大会等)を実施します。【介
	護長寿課】
清掃事業	ゴミや不要なものが家にあふれる背景には、孤独・
	孤立や認知症の疑い等、様々な問題が潜んでいる可
	能性があります。高齢者・障がい者対象の戸別訪問
	によるごみ出し支援を行い、必要に応じて、関係機
	関に情報提供を行います。【清掃課】
田舎困りごとサポート事業	旧下毛地域の65歳以上の高齢世帯を対象に、住民
	票等宅配サービス、高齢者安否確認、道路等の草刈し
	りなどの支援を行います。高齢者世帯に田舎困りご
	とサポーターが訪問し声かけを行うとともに、困り
	ごとの情報収集を行います。【各支所/地域振興広
	聴課】
山国地区買物支援事業 	地域の一人暮らし高齢者等の交通弱者が地域から
	孤立することなく、住み慣れた地域で安心・継続し
	て生活を営むための宅配サービスによる買い物支
	援を行います。【山国支所総務・住民課】

取組	内容【担当課・団体】
社会参加・生きがいづくり	研修を通して高齢者の人財バンクを設置し、コーデ
	ィネーターを配置することにより、有償サービス活
	動やサロン活動などの地域活動への参加調整を行
	うとともに、住民による人が集まる新たな場づくり
	を支援します。【中津市社会福祉協議会】
福祉台帳の作成	高齢者家庭を訪問し、福祉台帳(要支援者ネットワ
	ーク台帳)を作成します。生活上の支援が必要な高
	齢者の把握に努めます。【中津市民生委員・児童委
	員連合協議会】
高齢者への訪問事業	高齢者家庭、一人暮らしの高齢者に、孤独にならな
	いように見守り、声かけを行います。【中津市民生
	委員•児童委員連合協議会】
ヤクルト配布事業の支援	75 歳以上の独り暮らしの方に、安否確認のための
	ヤクルト配布事業の申請書を市に提出します。【中
	津市民生委員•児童委員連合協議会】

【目標】

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値(平成36年度)	目標設定の考え方
中津市の高齢者の 自殺死亡率(人口 10万対)	20.9 (平成 25 年~ 平成 29 年の平 均)	18.1 (平成 31 年~ 平成 36 年の平 均)	最終年度の中津市の自殺死亡 率の目標値を13.0 とし、現状 より13.3%の減小となるた め、現状値より13.3%の減少 を目標とする。

重点施策3 生活困窮者対策

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存性、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであり、包括的な生きる支援としての自殺対策となりうるよう、生活困窮者支援対策を推進していきます。

(1) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

取組	内容【担当課・団体】
生活困窮者自立支援事業	暮らしや仕事などの生活面で困っている方に対し、
	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業
	により、生活困窮者の抱えている課題をアセスメン
	トし、関係機関との連絡調整を実施し、相談早期段
	階からさまざまな個別支援を提供していきます。
	【社会福祉課、中津市社会福祉協議会】
	【社会福祉課、中津市社会福祉協議会】

(2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

取組	内容【担当課・団体】
生活保護事務	生活困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必
	要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると
	ともに、その自立を促します。【社会福祉課】
住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意
	欲のある人のうち住宅を喪失又はそのおそれのあ
	る方に対し、家賃相当分の給付金を支給するととも
	に、就労機会の確保に向けた支援を提供していきま
	す。【社会福祉課】
一時生活支援事業(ホームレス対	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に
策事業)	限り、宿泊場所を供与し食事を提供します。この間
	に安定した生活が営めるよう、就労機会の確保に向
	けた支援を行い、生活困窮者の自立促進を図りま
	す。【社会福祉課】

取組	内容【担当課・団体】
家計相談事業	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引
	き出す相談支援を行い、多重債務などからの生活再
	建を図ります。【社会福祉課】
被保護者就労支援事業	現に生活保護を受けている方の自立の助長を図る
	観点から、就労支援を強化するため、社会福祉課に
	就労支援員を配置し、ハローワークとの連携により
	就業に向けた支援を行います。【社会福祉課】
ホームレス実態調査	公共施設など、定期巡回により、路上生活者を定期
	的に把握し、適切な支援先につないでいきます。【社
	会福祉課】
生活福祉基金の貸付	市関係機関、中津市民生委員・児童委員連合協議会
	などと連携を推進し、低所得者や高齢者世帯の生活
	を経済的に支えるととともに、在宅福祉や社会参加
	の促進を図っていきます。【中津市社会福祉協議会】
生活困窮者緊急支援	生活福祉基金などの受給開始までの緊急小口資金
	です。貧困のニーズに迅速、柔軟に対応します。【中
	津市社会福祉協議会】

(3)無職者・失業者などに対する相談窓口の充実

取組	内容【担当課・団体】
障がい者就労支援	就労を希望する障がい者に、就労施設の紹介、見学
	の同行、手続きの支援、就労後の相談に応じます。
	また、一般就労に向けてはハローワークや障がい者
	就業・生活支援センター等と連携を図り就労を支援
	します。【中津市障がい者等基幹相談支援センター】
職業紹介•職業相談•求人開拓•	フリーター・ニート等の若者、外国人、高齢者、障
職業訓練の受講あっせん	害者、母子家庭の母等、生活保護受給者等の態様に
	応じた就職支援を実施します。また、一定の要件に
	該当する場合には、対象者を雇入れた事業所へ労働
	局から各種助成金を支給します。【中津公共職業安
	定所】

取組	内容【担当課・団体】
雇用保険失業等給付の支給	労働者が失業した場合に、生活の安定と早期再就職
	促進のため、求職者給付、就職促進給付を支給しま
	す。また、自主的教育訓練受講者を対象に教育訓練
	給付、育児休業等により雇用を継続する者を対象に
	雇用継続給付を支給します。【中津公共職業安定所】
雇用保険を受給できない者を対	就職のための必要なスキルを習得するため、公的職
象とした求職支援制度の実施	業訓練への受講支援及び就職支援を実施します。ま
	た、一定の要件に該当する場合には、職業訓練受講
	給付金を支給します。【中津公共職業安定所】
生活保護受給者等就労自立促進	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者
事業	等に対し、中津市社会福祉協議会、中津市社会福祉
	課と連携した就労支援を実施します。【中津公共職
	業安定所】

(4)納税等に関する相談窓口の充実

取組	内容【担当課・団体】
市税及び諸収入金の納付に関す	市税等の未収金の徴収や納付指導・相談、滞納処分
ること	(差押えや公売等) に関する相談を受け付けます。
	【収納課】
国民健康保険税納税相談	国民健康保険税を一定以上滞納している方に対し
	て交付される短期被保険者証の切替に際し、納税の
	相談に対応します。【保険年金課】
後期高齢者医療相談受付	後期高齢者医療保険料の納付や医療費負担の相談
	に対応します。【保険年金課】
国民年金事務事業	国民年金の受給権者及び被保険者に対し、届書、申
	請書、基礎年金裁定請求書等の受付や相談に対応し
	ます。【保険年金課】
市営住宅の管理事業	市営住宅の管理及び公募並びに住宅使用料の徴収
	事務において、相談に対応します。【建築課】

【目標】

指標	現状値	目標値	目標設定の考え方
1日1示	(平成30年度)	(平成36年度)	日保政定の与えり
中津市の無職・失業	28.5	25.0	最終年度の中津市の自殺死亡
			率の目標値を 13.0 とし、現状
を原因とする自殺	(平成 25 年~	(平成 31 年~	より 13.3%の減小となるた
死亡率(人口10万	平成 29 年の平	平成 36 年の平	
対)	均)	均)	め、現状値より 13.3%の減少
,,,,	237	23/	を目標とする。

第5章 中津市の自殺対策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画の市民への周知を行います。

2 推進体制

自殺対策を推進するため、中津市自殺対策会議を設置して、市における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する中津市自殺対策連絡協議会において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認、評価を行います。

3 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である社会福祉課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

中津市自殺対策連絡協議会

任期:平成29年4月1日~平成31年3月31日

選任	E区分	委員	氏	名	役 職
学識絲	圣験者	別府大学	ル川	幸男	文学部教授
医		+ \h + (\overline{\sigma} \)	酒井	昌博	中津市医師会理事
	凉	中津市医師会	向笠	浩貴	大貞病院院長
労	働	中津労働基準監督署	佐田	憲昭	監督•安衛課長
73	割	中津公共職業安定所	古川	政彦	所長
		中津商工会議所	高倉	啓彰	事務局長
産	業	中津市工業連合会	菊池	徹	副会長
		連合大分北部地域協議会	野間	武	事務局長
金	融	中津銀行協会	永松	秀基	会長
警	察	中津警察署	幸田	俊光	生活安全課長
救	急	中津市消防署	ル川	智靖	署長
		中津市教育委員会	島田	由起	中津市教育委員会
教	育	中津市小中学校校長会	山香	昭	中津市立豊陽中学校長
		大分県立学校長協会	佐藤	扇太郎	県立中津東高等学校長
		大分県北部保健所	河野	美恵	主幹
		中津児童相談所	祝出	昭夫	課長補佐(総括)
福	祉	中津市社会福祉協議会	大下	幸貞	常務理事
		中津市障がい者等基幹相談 支援センター	角令子		管理者
		中津市連合自治委員会	小野	政文	副会長
地	域	中津市民生委員·児童委員 連合協議会	久恒	光子	鶴居校区会長(事務局)

中津市自殺会議 関係課一覧

部名	課名
総務部	秘書広報課
	総務課
	防災危機管理課
	収納課
福祉部	社会福祉課
	子育て支援課
	保育施設運営室
	介護長寿課
生活保健部	地域医療対策課
	保険年金課
	生活環境課
	人権•同和対策課
	清掃課
商工農林水産部	商工振興課
建設部	都市整備課
	建築課
各支所	各支所地域振興課
山国支所	総務・住民課
消防本部	消防署
教育委員会	教育施設課
	学校教育課
	社会教育課
	小幡記念図書館
中津市民病院	相談支援センター

第6章 資料編

1 中津市・中津市自殺対策連絡協議会の生きる支援事業・目標値一覧

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		行政情報に関する事 務(広報等による情 報発信)	行政に関する情報・生活情報の発信 ・自治体ホームページ/フェイスブック/ツイッターによる情報発信 ・新聞各社/テレビ/ラジオでの情報伝達 ・ビデオ広報番組等の作成 ・広報誌等の編集・発行 住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体であり、自殺対策の啓 発として、総合相談会や居場所活動等の各種事業等に関する情報を直接 住民に提供する機会となる。
	秘書広報課	市長定例記者会見	市長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞・テレビ等を通じて行政の情報がより効果的に報道されることが期待される。このことにより行政と住民との情報の共有化を促進し、住民とのパートナーシップに基づく行政運営に資することを目的としている。
総務部		住民ガイドブックの発 行	行政のしくみや、市役所における各種手続き方法、助成制度などの情報の ほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できるための住民ガイドブッ クを発行する。
	総務課	無料法律相談	毎月第1、2、3金曜日に、市民を対象とした弁護士による無料の法律相談を実施している。複雑な問題を抱えている市民に対し、問題解決の第一段階の場となるよう、専門家への相談機会を提供する。
	防災危機管理課	避難所開設時の避難 者の支援体制構築	災害が発生し、避難所を開設した際には、避難所に悩みや不安を聞く相談窓口を設置するなど、避難者のケアに努める。また、要介護高齢者や障がいのある人などの要配慮者に優しい避難所運営に努める。
	収納課	市税及び諸収入金の納付に関すること	市税等の未収金の徴収や納付指導・相談、滞納処分(差押えや公売等)に関することを行う。 生活面や健康で深刻な問題を抱え、納付が困難な状況になっている可能性の高い税金滞納者に対し、相談を受け、生活困窮等の不安の軽減につなげる。
	社会福祉課	心配ごと相談事業	民生委員・児童委員連合協議会への委託事業。身近な地域で福祉サービスに関する情報等や、気軽に相談できる窓口の提供を行う。 地域で悩みを抱える人の最初の相談窓口として相談に応じるとともに、必要に応じて適切な支援先につなぐ。
		生活困窮者自立支援 事業	自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業で、生活困窮者 が抱える、生活上・住居上等の問題を支援する。
福祉部		生活保護事務	各種扶助事務、相談業務、調査業務 生活困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その 最低限度の生活を保障するとともに、その自立を促す。相談業務を通じて、 本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。
		住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失又はそのおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供する。生活困窮者自立支援事業と組み合わせ、安定した住居の確保と就労自立を図る。
		ー時生活支援事業 (ホームレス対策事業)	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所を供与し食事を提供する。この間に安定した生活が営めるよう、就労機会の確保に向けた支援を行う。生活困窮者自立支援事業と組み合わせ、就労自立を図る。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値
「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集 を組み、啓発を行う。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	-	年1回
「いのち支える自殺対策」に関する具体的な取組等がある場合、記者会見の報告項目に盛り込み、住民に対し、施策の更なる周知と理解の促進を図る。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	-	-
ガイドブックの中に、様々な生きる支援に関する相談先の情報 を掲載し、住民に対して情報周知を図る。	平成30年度~準備 平成31年度~開始	-	冊子44,000部
継続実施	実施中	-	市民への周知徹底 月3回の相談日の確保
継続実施	事象発生時に対応	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		家計相談事業	家計の状況を「見える化」し、家計管理の意欲を引き出す相談支援を行い、 多重債務などからの生活再建を図る。家計を整理し、適切な使い方を指 導・助言する。
			現に生活保護を受けている方の就業に向けた支援を行う。社会福祉課に 就労支援員を配置し、ハローワークと連携し就労支援を強化し、自立の助 長を図る、
		ホームレス実態調査	公共施設などの定期巡回により、路上生活者を定期的に把握し、適切な支援先につなぐ。
		各種障害福祉サービ スの支給に関する事 務	障がい者(または児の保護者)から、サービス支給の相談・申請を受け付け、支給決定を行う。 サービス申請時に、利用者や家族の状況等を把握し、悩みや困りの相談に応じ、早期対応に努める。
		障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。 虐待への対応を糸口に、背後にある様々な問題について早期発見・早期 対応し、本人や家族等、擁護者を適切な支援先につなぐ。
	社会福祉課	身体・知的障害者相 談員の設置	行政より委託した障害者相談員が相談業務を行う。 障がいをもって生活している人が、生活上の様々な困難に直面する中で、 自殺のリスクが高まることもある。相談員が相談を受け、必要に応じて、適 切な支援先につなぐ。
		地域活動支援センター事業	障がい児(者)に対して、地域の実情に応じ、創作的活動又は、生産活動、地域住民との交流機会の提供、日常生活の支援・助言等を行い、障がい児(者)等の地域生活支援の促進を図る。 障がい児(者)の余暇活動や生きがいづくりにつなげ、また、生活上の困難を抱える障がい児(者)が支援・助言を受けることができるよう、気軽に立ち寄れる場を提供する。
福祉部		中津市自殺対策連絡 協議会	市内の関係機関・団体等が連携して、適切な役割分担と効果的な自殺対策の推進を図るネットワークとして組織されている。
		中津市自殺対策会議	副市長および「生きる支援」に関連する事業のある課の課長で組織され、 諸施策の調整を行い、多方面からの自殺対策事業につなぐ。
		自殺予防普及啓発事業	自殺予防に関するリーフレット等啓発グッズの作成をし配布する。
		ゲートキーパー養成 研修の開催(自治体 職員)	ゲートキーパーとなりうる職員を養成する。
		ゲートキーパー養成 研修の開催(自治体 職員以外)	ゲートキーパーとなりうる市民を養成する。
		地域子育て支援セン ター(地域子育て支援 拠点)の設置	乳幼児及びその保護者が相互に交流できる場所を開設し、親子の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談援助を行う。 地域子育て支援センターを利用する、子育てに不安・負担を感じる保護者の相談に応じる。
	子育て支援課	愛育研究センター	学校法人に委託し、子育て講座・育児不安についての相談指導・育児のシンポジウムやイベント等を実施する。 さまざまな行事を行い、それらを利用する、子育てに不安・負担を感じる保護者の相談に応じる。
		子育て支援短期利用 事業(ショートステイ、 トワイライトステイ)	保護者の疾病・育児疲れ・冠婚葬祭等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間(7日以内)養育する。 児童養護施設等において児童を一時的に養育することで、家族の状況や保護者の相談に応じ、支援を行う。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	1	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
毎年実施し、中津市の自殺の現状を共有するとともに、中津市 自殺対策計画の進捗状況について審議し、よりよい自殺対策 の実現に向けて取り組む。	実施中	-	年1回以上
全庁的な自殺対策の推進会議を行う。	実施中	-	年1回以上
庁内各課に、パンフレットや物品の配布を依頼する。自殺予防週間、自殺対策強化月間には、積極的に啓発を行う。	実施中	-	毎年10,000部作成
市職員を対象にゲートキーパー養成研修を開催する。	平成32年度~開始	平成36年度	年1回開催
自殺の危険性がある人に関わる機会が多い市民を対象にゲートキーパー養成研修を開催する。	平成31年度~開始	平成36年度	年1回開催
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		養育支援訪問事業	支援が特に必要な保護者及び妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において適切な養育に関する相談、指導、助言その他必要な 支援を行う。
		子ども家庭総合支援 拠点の設置(社会的 養育支援事業)	子ども家庭支援員を配置し、児童等に対する必要な支援(実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整)を行う。 支援の必要な児童及びその保護者、妊産婦の抱える問題の深刻化を防ぎ、改善するよう取り組む。
			要保護児童対策地域協議会
		利用者支援事業	利用者支援専門員(子育てパートナー)を配置し、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
		家庭児童相談員設置 事業	家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭・児童の福祉の向上を図るため相談・指導を行う。 家庭児童相談員が、子育てに不安・負担を感じる保護者等の相談に応じ、必要な助言を行う。
福祉部	子育て支援課	母子父子自立支援員設置事業	母子父子自立支援員を配置し、生活上のあらゆる問題を抱えるひとり親家庭又は寡婦家庭に対し、相談・助言を行う。 世帯等の複合的な問題を含む可能性がある、母子父子寡婦福祉資金の貸付や返済の滞りに対し、相談・助言を行う。また、母子生活支援施設の入所斡旋及び入所後の心理的サポートや退所に向けた自立支援を行う。
		ファミリー・サポート・ センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人に会員になってもらい、会員同士で援助活動を行う。 子育てに関する悩みを会員同士で話し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。
		放課後健全育成事業	就労等により昼間保護者のいない小学校児童をクラブで預かる。 クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行い、悩みを抱えた子どもや 保護者に気づき、適切な支援先につなぐ。
		児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり 親の父、母または養育者に手当を支給する。 申請手続きや更新手続きの際に、不安や悩みを抱えているひとり親の相 談に応じ、必要な助言を行う。
		ひとり親家庭医療費 助成事業	ひとり親家庭の親その児童、父母のいない児童に対して、医療費の自己負担額の一部を助成する。 申請手続きや更新手続きの際に、不安や悩みを抱えているひとり親の相談に応じ、必要な助言を行う。
		母子家庭等自立支援 給付金事業	(1)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父または母がスキルアップのため資格や技能を取得するために指定講座を受講し、修了した場合受講料の6割を支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金・修了支援金 ひとり親家庭の父または母が、就職に有利な資格や技能を取得するために、1年以上修業する場合、生活費の負担軽減を図るため修業期間中(上限3年)に給付金を支給する。また修業修了時には一時金を支給する。申請手続きや更新手続きの際に、不安や悩みを抱えているひとり親の相談に応じ、必要な助言を行う。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
≯— ⊶ Mit	保育施設運営室	保育の実施(公立保 育所、私立保育所、 私立認定こども園な ど)	就労等の理由により家庭で保育できない子どもを保育所等で保育する。 園を通じて、保護者や子どもの状況を把握し、悩みを抱えた保護者を把握 する接点となる。保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう 取り組む。
		地域ケア会議	事例検討を通して、地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握・共有し、関係者間での連携関係の強化や、地域資源の開発につなげる。
		在宅医療・介護連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等で在宅医療・介護連携推進事業に関する協議、承認を行う。
		介護保険認定申請、 介護保険サービス利 用等相談	介護保険認定申請、介護保険サービス利用等に関する総合相談。 本人や家族が抱える様々な問題の相談に応じ、介護サービス等の必要な 支援につなぐ。
		高齢者への総合相談 事業	高齢者に対し必要な支援を把握するため、高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)において初期段階から継続して相談支援を行い、ネットワークの構築に努める。 訪問等のアウトリーチ機能も有していることから、支援の途中で関わりが途切れる事態を防ぐことも可能である。問題の種類を問わず総合的に相談を受け、困難な状況に陥った高齢者の相談・対応を行う。
		第1号訪問·通所事 業	高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)の職員が訪問し、介護 保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、支援する。
福祉部	介護長寿課	高齢者虐待防止事業 及び高齢者虐待対応 業務	養護者(家族)による高齢者虐待発生時の対応及び虐待防止のための取組み。 通報が入った場合に包括支援センターと協力し対応を行うことで、高齢者本人の安全の確保に努めるとともに、養護者の支援も行う。また、虐待防止に取り組み、虐待発生のリスクを減らす。
		オレンジカフェ(認知 症カフェ)の開設	認知症の人やその家族、地域の方が気軽に集まれる場を開設することにより、日頃の困りごとや心配事の相談をすることができるようにする。 気軽に集まれる場、話せる場を作り、困っている事や心配事の相談を受け、必要な支援先につなぐ。
			認知症の疑いがある方やまだ医療や介護に繋がっていない方を対象に、 もの忘れ対応支援チームが自宅を訪問し、必要な医療・介護に繋げる支援 を行い、本人及び家族の負担軽減に取り組む。
		認知症介護家族の集い	認知症の方を介護されている家族同士が集まり、意見交換等交流を図る。 また、認知症の基礎知識や介護の方法について学ぶ。 家族同士が意見交換する場を作り、介護の負担軽減に取り組む。
		緊急通報電話	65歳以上の一人暮らしの方等に、緊急時にすぐに消防に通報できる緊急 通報電話を設置する。 何かあった場合にすぐに連絡が出来るよう緊急通報電話を設置し、高齢者 の不安の軽減につなげる。
		「食」の自立支援事業	高齢者世帯を訪問して計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。
			新たに75歳を迎えた独居の方で、介護サービス等の利用がなく、孤立している方を対象に地域包括支援センターが訪問を実施し、必要なサービス等の提案・支援を行う。 社会的に孤立した高齢者に地域包括支援センターの職員が訪問し、困った時の連絡先などの情報提供を行う。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値
継続実施			
	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	_
自殺対策(生きることの包括的支援)を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげることを目的に、協議会での課題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等について議論し関係者の認識の共有や理解の促進を図る。	平成35年度準備 平成36年度実施	平成36年度	協議会で議論
継続実施	実施中	_	_
継続実施			
	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	-	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		高齢者給食サービス事業	月に1~2回地域のボランティアの方が、一人暮らしの高齢者等にお弁当を配布する。(一部会食する地区もあり)。 定期的に地域の方と関わる機会を持つことで孤独感が軽減されるよう取り組む。
		養護老人ホームへの 入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き。 入所の手続きの際に、本人やその家族の生活状況を確認し、必要な支援につなげる。また、在宅での生活が困難な方を、養護老人ホームへ入所させ、本人が安心して生活できる場を確保する。
福祉部	介護長寿課	高齢者生きがいと健 康づくり推進事業	老人クラブに加入している方を対象に、各種イベント(スポーツ大会や芸能大会等)を実施する。 各種イベントを開催し、、高齢者の生きがいづくりまた、高齢者同士の交流のきっかけづくりを行う。
		地域リハビリテーショ ン活動支援事業	理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士といったリハビリテーションに関する 専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と 連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。
		元気!いきいき☆週 一体操教室	住民主体で週に1回、身近な集会所等に集いめじろん元気アップ体操を行えるように、講師の派遣や高齢者相談支援センター(地域包括支援センター)のサポートを行う。
		健康相談·訪問·健康 教室	健康に関する相談受付、保健指導が必要な方への訪問、健康教室の開催等を行い、健康づくりの支援を行う。 健康づくり支援を行う中で、悩みを抱えている方への相談に対応し、適切な相談窓口につなぐ。
			妊娠・出産・子育てに関して、保健師や助産師が相談に応じ、母子保健サービスや子育てについての情報を提供したり、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目のないサポートを行う。 妊婦や子育て中の保護者からの各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じ、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し対応する。
	地域医療対策課	こんにちは赤ちゃん 訪問	生後4か月までの乳児に訪問し、児の体重測定や観察を行うとともに、産後うつ質問票を使用した母の育児不安の有無などの観察を行い、必要に応じて精神科への受診勧奨を行う。 産後うつや育児によるストレス等は、母親の自殺リスクを高める場合がある。早期の段階から保健師や助産師が関与し、必要な助言・指導を提供し、必要に応じて専門機関につなぐ。また、子どもの発達に関して保健師が相談に応じ、母親の負担や不安感が軽減されるよう継続訪問等行う。
生活保健部		妊婦赤ちゃん相談	母子手帳取得時や各公民館にて、妊婦や乳幼児の相談を月1回実施し相談対応を行う。 産後うつや育児によるストレス等は、母親の自殺リスクを高める場合がある。早期の段階から保健師や助産師が関与し、必要な助言・指導を提供し、必要に応じて専門機関につなぐ。また、子どもの発達に関して保健師が相談に応じ、母親の負担や不安感が軽減されるよう早期支援・継続訪問等行う。
		乳幼児健診	4か月健診、7か月健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を月1回ずつ、5歳児発達相談会を年4回実施。 子どもの発育発達は、母親の育児不安やストレスにも影響する。早期に発見し治療や療育を開始することで、母親の育児に対する不安解消ができ、育児ストレスの軽減にもつながり前向きな子育ても開始できるため、必要に応じ関係機関と連携し取り組みを実施する。
	保険年金課	相談	国民健康保険税を一定以上滞納している方に対して交付される短期被保 険者証の切替に際して納税の相談に対応する。 生活面や健康で深刻な問題を抱え、納付が困難な状況になっている可能 性の高い税金滞納者に対し、相談を受け、生活困窮や不安の軽減につな げる。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数值
継続実施			
	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施			
	実施中	_	_
支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化するため、各種専門職にゲートキーパー研修を受講してもらうように、案内をする。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	_	研修の受講案内
教室参加者の中に自殺のリスクを抱えていそうな人がいた場合に、行政につなぐ等の対応を推進することにつながるリーダーを育成するため、リーダーとなる住民にゲートキーパー研修の受講を推奨する。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	_	研修の受講案内
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	-	こんにちは赤ちゃん訪問 実施率が、H29は、 97.7%であり、未訪問者 も含めて把握できてい る。今後も、継続して訪 問、未訪問も含めて把握 し対応する。
継続実施	実施中	-	
継続実施	実施中	-	健診受診率 100%
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		後期高齢者医療事務	後期高齢者医療保険料の納付や医療費負担の相談に対応する。 生活面や健康で深刻な問題を抱え、納付が困難な状況になっている可能 性の高い税金滞納者に対し、相談に応じ、生活困窮や不安の軽減につな げる。
生活保健部	保険年金課	国民年金事務	国民年金の受給権者及び被保険者に対し、届書、申請書、基礎年金裁定 請求書等の受付や相談に対応する。 国民年金保険料の申請免除・納付猶予制度の案内や、未届けの基礎年 金裁定請求が無いかなどの相談に応じ、生活困窮や不安の軽減につなげ る。
生活保健部	生活環境課	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等に対する総合的支援の推進 被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等 が置かれている状況や、犯罪被害者等の求めに応じて、情報の提供を行 い、適切な支援先へつなぐ。
	人権・同和対策理 権擁護委員)、人材	人権なんでも相談(人 権擁護委員)、人権 相談(来庁又は、電 話)	相談者は、様々な悩みを抱え、生きづらさを感じて生活している方が多い。 相談に丁寧に対応し、自殺の危険性が感じ取れた場合は、適切な支援先 につなぐ。
	清掃課	清掃事業	高齢者・障がい者対象の戸別訪問によるごみ出し支援
		若年者就職支援事業	若年者に対するカウンセリングやセミナーの実施、企業の採用情報の提供などの就職支援サービスを提供し、若年者の就職と中小企業の若年人材確保を促進する。 就職に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を維持する。
	商工振興課	消費生活対策	消費者相談や情報提供、消費者教育・啓発を行う。 消費生活に関する相談をきかっけに、相談者が抱える他の問題も把握・対応し、必要に応じて、関係機関と連携する。
		消費者問題法律相談	消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家へ無料で相談できる機会を提供する。 弁護士相談に至る消費者の中には、抱えている問題が深刻であったり複合的であるなど、自殺リスクが高いことがある。相談を行った後の状況を把握し、継続的な支援を行う。
24 ≘Ω άπ	都市整備課	公園の維持・管理事業	公園の維持及び管理に関する事業を行う。
建設部	建築課	市営住宅の管理事業	市営住宅の管理及び公募並びに住宅使用料の徴収事務等を行う。 市営住宅の入居者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困 難や問題を抱えていることが少なくない。入居等の相談に応じ、必要に応じ て関係機関と連携して支援する。
各支所(企画 観光部)	各支所地域振興 課(地域振興·広聴 課代表記載)	田舎困りごとサポート 事業	旧下毛地域の65歳以上の高齢世帯を対象に、住民票等宅配サービス、 高齢者安否確認、道路等の草刈りなどの支援を行う。 高齢者世帯に田舎困りごとサポーターが訪問し声かけを行うとともに、困り ごとの情報収集を行う。
山国支所	総務·住民課	山国地区買物支援事 業	地域の一人暮らし高齢者等の交通弱者が地域から孤立することなく、住み慣れた地域で安心・継続して生活を営むための宅配サービスによる買い物支援を行う。 支援を通して、高齢者等とコミュニケーションをとり、孤立防止につなげる。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数值
継続実施			
	実施中	-	-
継続実施			
	実施中	-	-
継続実施			
	実施中	_	_
継続実施			
	実施中	_	_
ごみ屋敷化する背景には、孤独・孤立や認知症の疑い等、 様々な問題が潜んでいる可能性がある。ひとりでのごみ出しが 困難な高齢者への支援を行い、必要に応じて、関係機関に情 報提供を行う。	31年度~準備 32年度~開始	-	-
継続実施			
	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施			
	実施中	-	-
公園の緑とオープンスペースは、、子供からお年寄りまでの幅 広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動や健康 運動、文化活動等多様の活動の拠点となっており、ポスターや パネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場とな るようにする。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	-	-
継続実施			
	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容
		メンタルヘルスケア講 座	消防職員は、救援活動の際に、悲惨な現場に暴露されることが多いため、 それぞれが自分自身の心身の健康管理、活気ある職場を維持させるため、講習会を開催する。 自殺念慮がある人の気持ちを静めることができるよう、講習会で自殺企図 者の特徴や対応の仕方を学ぶ。
消防本部	消防署救急係	救急救命士養成研修 及びメディカルコント ロール体制の推進事 業	救急救命士の養成、救急資格者の養成、救急救命士の救急業務高度化 育成、地域メディカルコントロール協議会の事務局 救命士の養成研修において、自殺対策への意識の醸成とスキル向上を図 るため、自殺企図者への対応の仕方等の講義枠を設ける。
		対応職員は、救援活動の際に、悲惨を それぞれが自分自身の心身の健康管 め、講習会を開催する。自殺念慮がある人の気持ちを静めるこ者 の特徴や対応の仕方を学ぶ。 救急教命士養成研修 及びメディカルコントロール体制の推進事	救急現場での初期対応が円滑になるよう、搬送症例の中に自殺未遂の
	教育施設課	教育施設の建設・宮	社会的弱者ともなりやすい自殺リスクの高い方が施設を利用する際に、身体・感覚の弱い部分に対して利用しづらさを感じないよう、建物・設備のユニバーサルデザインに努める。
	学校教育課	電話相談事業の周知	児童生徒からの悩みや相談を広く受けとめることができるよう、24時間子供SOSダイヤルをはじめとする相談窓口の周知を行う。 児童生徒の中には、保護者や教職員など大人が身近に存在しても、相談をためらう場合がある。電話相談も含め、相談窓口を多く設け広く周知し、SOSを出しやすい環境をととのえる。
			子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、指導主事が面談。また、 仕事の都合や家庭の事情等で来庁できない場合には、電話相談も行う。 学校以外で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、問題の 早期発見・対応を図る。
教育委員会	学校教育課	スクールソーシャル	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。さまざまな課題を抱えた児童生徒及びその保護者に対し、関係機関と連携し、課題解決を図る。
		適応指導教室事業	不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施や、不登校児童生徒の保護に対する相談活動を実施する。 不登校の児童生徒の指導や保護者からの相談に応じる。
	社会教育課	学習センターの	公民館及び生涯学習センターの管理及び運営に関する事業を行う。
	小幡記念図書館	図書館の管理事業	図書館の管理及び運営にする事業を行う。
中津市民病院	相談支援センター	がんサロン	がんに関する情報提供やがんに罹患した患者さんやご家族が話し合う場を 提供する。 がんに関する情報提供を行い知識の習得を支援するとともに、がんに罹患 した患者さんや家族が、同じ病気を持つ方と不安や悩み、自分の経験を話 し合う場を提供することで、不安や悩みを軽減し、病気を受容し療養意欲を 高められるよう支援する。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数值
継続実施	実施中	-	対象者全員が受講
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	-	-
公民館及び生涯学習センターは普段から生涯学習に親しんでいる地域住民が集まる場であり、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場となるよう取り組む。	社会福祉課の依頼に基づいて対応	-	-
貸出窓口付近にリーフレットを設置したり、掲示スペースにポスターを掲示して相談窓口等の広報・啓発を行う。	社会福祉課の依頼に基づ いて対応	-	-
継続実施	実施中	-	-

担当部	担当課	取組	事業概要および「生きる支援」内容		
		患者サポート、相談支援	相談窓口の広報活動や、患者サポート、相談窓口を設置する。 大分県北部の図書館等にがんに関する情報コーナーに、中津市民病院相 談支援センターの連絡先等を記載したパンフレットを設置する。また、病院 内に相談窓口が分かるポスター掲示、ホームページ掲載等行う。 疾病に対する不安の傾聴、医療費、就労支援、各種制度利用の手続き支 援を行う		
中津市民病院	相談支援センター	退院支援	相談窓口の広報活動や、患者サポート、相談窓口を設置する。 大分県北部の図書館等にがんに関する情報コーナーに、中津市民病院相 談支援センターの連絡先等を記載したパンフレットを設置する。また、病院 内に相談窓口が分かるポスター掲示、ホームページ掲載等行う。 疾病に対する不安の傾聴、医療費、就労支援、各種制度利用の手続き支		
19T		地域連携会	を図るための機会を設ける。 中津市内の病院職員と介護支援専門員が情報共有し一貫した支援を行		
	中津市民病院	虐待対応委員会	設置する。 DV・高齢者・障がい者・児童虐待対応マニュアルを作成し、マニュアルに 沿って対応検討を行い、対象に応じて適切な関係機関等につなぐことで再		

団体名	取組	事業概要および「生きる支援」内容
	診療における相談業 務	かかりつけ医として、うつ状態・うつ病患者を精神科等の専門医と連携し早期治療により自殺予防を図る。
中津市医師会	診療における相談業 務	学校医として各学校からの児童・生徒に関する相談に応じる。
	産業医によるストレス チェック	産業医として各企業に赴き、ストレスチェックの実施、高ストレス者の面談 を行う。
	事業所への啓発	労働者の心の健康づくりを推進するため、事業者によるメンタルヘルス対 策の取組の普及促進を図る。
中津労働基準監督署	研修会の開催(事業 者対象)	労働者の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックの実施や 事業所でのメンタルヘルス対策の進め方等について、事業者を対象とした 研修会等で啓発指導を行う。
		生活の安定・社会貢献・生きがい等の基となる仕事について、フリーター・ ニート等の若者、外国人、高齢者、障害者、母子家庭の母等、生活保護受 給者等の態様に応じた就職支援を実施する。また、一定の要件に該当する 場合には、対象者を雇入れた事業所へ労働局から各種助成金を支給す る。
中津公共職業安定所	雇用保険失業等給付 の支給	労働者が失業した場合に、生活の安定と早期再就職促進のため、求職者給付、就職促進給付を支給する。また、自主的教育訓練受講者を対象に教育訓練給付、育児休業等により雇用を継続する者を対象に雇用継続給付を支給する。
		就職のための必要なスキルを習得するため、公的職業訓練への受講支援 及び就職支援を実施。また、一定の要件に該当する場合には、職業訓練 受講給付金を支給する。
	生活保護受給者等就 労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等に対し、中津市社会福祉協議会、中津市社会福祉課と連携した就労支援を実施する。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備開始年度 実施開始年度	目標年度	数値
継続実施	実施中	ı	-
継続実施	実施中	-	-
継続実施	実施中	ı	-
継続実施	実施中	-	-

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備年度 実施年度	目標年度	数値目標
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
・障害者就職面接会を中津市(社会福祉課)と共催・企業人権研修会を中津市(人権・同和対策課)と共催・児童扶養手当現況届時(8月)に市役所内に臨時相談窓口を設置(子育て支援課と連携)。	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中		_
継続実施	実施中	_	_

団体名	取組	事業概要および「生きる支援」内容
	自殺予防普及啓発事業	行政機関や関係団体と連携し、商工会議所会員事業所(約2,000社)に各機関・団体が発行するメンタルヘルスを含む健康に関する刊行物を配布もしくは情報提供を行う。
中津商工会議所	研修会の開催(事業 者対象)	商工会議所会員事業所(事業者)を対象に、大分県より講師を招いて健康 経営についてセミナーを開催する。
	労働者の健康維持の ための取組	関係機関・団体と連携し、福利厚生の充実や健康寿命を延ばすための取組や積極的な健康診断の受診等の周知を行う。
	認知症サポーター養 成講座の開催	介護・認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催する。
中津市工業連合会	研修会の開催(事業 者対象)	メンタルヘルスに関する各種勉強会を行う。
連合大分北部地域協議会		中津市に対し、労働組合を通じて、労働者の安全と健康が維持できる労働環境を整備するよう要請を行う。
	なんでも労働相談ダ イヤルの広報・推進	連合大分と連携し、なんでも労働相談ダイヤルの全国一斉キャンペーン期間として、12月に広報などの活動を行う。
連合大分北部地域協議会	研修会の参加・開催	労働安全衛生に関する学習会に参加する。
	有害情報サイトの危 険性の広報活動	有害情報サイトにかかる危険性を広報し、フィルタリングの有効性の周知を 図るなど、普及啓発活動を行う。
	自殺企図者等の発見 活動	「行方不明者発見活動に関する規則」に基づく自殺企図者等の特異行方 不明者に対する適切な発見活動を実施している。
中津警察署	保健所との連携	認知した自殺企図者又はその家族等に対し、同意を得たうえで、居住地を管轄する保健所に連絡し、再度の自殺企図を防止するシステム作りをしている。
	児童虐待やDV被害 者の支援	児童虐待やDV等の事案を認知した際は、各機関と連携し、被害者の保護 措置を徹底することにより、被害者に対する支援や自殺の予防に努める。
	自殺に関する統計調 査	自殺要因の分析を行うとともに、各関係機関へ情報提供を行う。
		教育相談室を常設し、相談業務を行い、常に生徒を受け入れる体制をとる。
	個人面談週間の設置	新学期(4月と9月)の時期に「個人面談週間」を設け、生徒一人ひとりの現状把握と悩みや思いに職員が傾聴し、必要に応じて関係機関と情報共有を行う。
大分県立学校長協会	校内のいじめ防止対 策	定期的に「全校一斉いじめアンケート調査」を行い、校内いじめ防止対策委員会において結果を検証するとともに、確実に対応し、いじめの抑止や解決につなげる。
	生徒支援会議の開催	深刻な悩み、複雑な事案に対しては、スクールソーシャルワーカー等専門家の助言を受けるとともに、専門家と関係職員が一堂に会しての生徒支援会議(ケース会議)を開催する。
	教諭・各専門家の連 携	教育相談係、特別支援教育コーディネーター、クラス担任等関係職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家とが連携しながら、生徒の居場所を確実に確保し、相談業務にあたる。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備年度 実施年度	目標年度	数値目標
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
会員企業の中で、労働者が健全に仕事をしていく上で、自殺防止を含めた労働者のメンタルヘルスチェックおよび心身の不調のサインに気づけるよう、各種勉強会、セミナー等を開催する。	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
労働者が自らの安全と健康を維持できるよう学習会への参加 を促す。また必要に応じて、学習会を開催する。	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_

団体名	取組	事業概要および「生きる支援」内容			
中津児童相談所	相談業務	児童問題の総合的な専門相談機関として、18歳未満の児童に関するすべての相談に応じ、子どもの福祉や健全育成、障がい児の療育などの支援を行い、児童生徒およびその保護者の支援を行う。			
		18歳未満の児童の健全な育成のため、必要時には、児童の一時保護や、 児童福祉施設への入所および里親への委託を行う。			
大分県北部保健所	精神保健福祉相談	精神科医及び保健師によるこころ悩みや病気に関する相談を行い、不安の軽減を図ることで、自殺予防につなげる。			
大分県北部保健所	自殺予防普及啓発	自殺予防週間を中心に自殺予防への理解を促進するためのキャンペーンを実施する。 ・中津市内歩道橋に横断幕の掲示 ・自殺予防街頭キャンペーン (中津駅にてポケットティッシュの配布) ・関係機関窓口でのポケットティッシュの配布			
	ヘルシースタートおおいた推進事業	妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の段階に応じ、医療や保健福祉サービスなどの情報を提供し、関係機関につなぐ。医療・保健・福祉・教育の関係機関と母子保健における課題等を共有し、よりよい育児支援が行えるよう、体制づくりを担っている。			
	自殺予防を防止する	措置通報以外で警察官が対応した自殺企図者に対し、保健師による自殺企図者または家族に対する早期の相談、自殺要因に応じた相談先の紹介対応を促進し、再度の自殺企図を防止する。			
	健康寿命延伸に係る 事業 (対象:青壮年期)	働き盛り世代のメンタルヘルス対策として、心の相談窓口(保健所精神保健福祉相談、大分いのちの電話、大分県こころとからだの相談支援センター等)の普及啓発、事業所管理者や健康管理担当者向けにメンタルヘルス対策研修会を実施する。			
中津市社会福祉協議会	生活困窮者支援	様々な理由で社会での自立生活ができず経済的に困窮している、または 将来的に困窮のおそれのある人の相談を受け付ける。			
	社会参加・生きがいづくり	高齢者の人財バンクを設置し、コーディネーターを配置することにより、有償サービス活動やサロン活動などの地域活動への参加調整を行うとともに、住民による人が集まる新たな場づくりを支援する。			
	見守り活動推進	本耶馬渓・耶馬溪地区において、住民により行なわれている「隣近所をお 互いに気にかけあう見守りネットワーク活動」を推進している。			
		福祉サービスの利用援助や事務手続支援、金銭管理等を行う「あんしんサポート事業」を行う。さらに認知症状が進行したり、重度障がいのため判断能力がほとんど欠けている状態になってもサポートできる「法人後見」を行う。			
	心のケア事業	心に不安を抱え、一人で悩んでいる方に対する専門家の相談窓口「ほっと テラス」として、精神科医によるカウンセリングの事業を実施する。			
	地域包括支援セン ター(中山間地域)	高齢化の進む中山間地域を対象として、高齢者や障がい者の総合相談に 応じている。			
	くらしの総合相談窓口	相談種別を問わず様々な暮らしの不安の最初の窓口であることを広報。相 談専用電話を設け、対応する。			
	生活福祉基金の貸付	低所得者や高齢者世帯の生活を経済的に支えるととともに、在宅福祉や 社会参加の促進を図る。 目的別に資金内容が異なるが、緊急時対応として「緊急小口資金」制度が ある。			
	生活困窮者緊急支援	緊急一時的な食糧支援や住居のない方への支援を行う。			

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備年度 実施年度	目標年度	数値目標
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
障がいや認知症等により判断能力が低下していても、地域で 安心して生活ができる体制をとる。	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	-	_
継続実施	実施中	_	_
貧困のニーズに迅速、柔軟に対応する。	実施中	_	_

団体名	取組	事業概要および「生きる支援」内容
中津市障がい者等基幹相談支援施センター	相談支援事業(訪問 相談·来所相談·電話 相談)	障がい者等およびその家族や関係者も含めた相談に応じ、情報提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援関係機関との連絡調整を行う。
	障がい福祉サービス・関係機関等の情報提供	障がいがある当事者と家族、関係機関等へ障がい福祉に関する情報提供をする。情報提供の内容は、障がい福祉サービス・経済的支援・医療的支援・社会参加に関する情報等を行う。
	障がい者就労支援	就労を希望する障がい者に、就労施設の紹介、見学の同行、手続きの支援、就労後の相談に応じる。また、一般就労に向けてはハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り就労を支援する。
	地域生活支援	地域のグループホームや入所施設の情報提供、同行見学、入居への支援をする。また、一般アパート入居の際は不動産会社への同行、入居への支援をする。金銭管理支援や住宅改修、福祉用具等は関係機関の紹介をする。
	相談支援スキルアッ プ研修会の開催	障がい者を支援する相談支援専門員に対し、スキルアップ研修会(精神疾患・精神訪問看護について等)を開催する。
	障がい・病気の理解 促進の研修会開催	市民向けに病気の理解促進の研修会(高次脳機能障がい・精神疾患等) を開催する。また、支援者向けに障がい・病気の理解促進の研修会(障が い者虐待・差別解消等)を開催する。
中津市連合自治委員会	地域の見回り相談	担当区域住民を把握し、地域で暮らすうえでの困りごとや不自由なことがないかなど相談に応じる。
中津市民生委員·児童委員連合 協議会	福祉台帳の作成	高齢者家庭を訪問し、福祉台帳(要支援者ネットワーク台帳)を作成。生活 上の支援の必要な高齢者の把握に努めている。
	高齢者への訪問事業	高齢者家庭、一人暮らしの高齢者には孤独にならないように常に見守り、 声かけを行う。
	ヤクルト配布事業の 支援	75歳以上の独り暮らしの方に、安否確認のためのヤクルト配布事業の申請書を市に提出している。
	研修会の参加	県民児協・行政関係・社会福祉協議会・その他福祉関係機関等の要請に 応じ各種の研修会等に参加し、資質の向上に努めている。
	民生委員・児童委員 同士の連携	定例の会長会での情報交換をはじめ、民生児童委員相互の情報の共有化 を図り、災害時などの緊急事態においても迅速に対応できるよう常日頃よ り連携をとる。

今後できること ※自殺対策担当課(社会福祉課)と連携して実施	準備年度 実施年度	目標年度	数値目標
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	-	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中		_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_
継続実施	実施中	_	_

2 自殺対策基本法(平成28年4月1日改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として 尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、 その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備 充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する 労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解 を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉 及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければ ならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内に おける自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を 定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自 殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自 殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものと する。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼ す深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講 ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を 置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- ー 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二(略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第 一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策 基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続する ものとする。

3 自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第1 自殺総合対策の基本理念

<誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す>

平成18年10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に 追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で 心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの 減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対す る過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからであ る。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合 対策大綱(以下「大綱」という。)を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。 大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、平成10年の急増以降年間3万人超と高止まっていた年間自殺者数は平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年の急増前以来の水準となった。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、その人口10万人当たりの自殺による死亡率(以下「自殺死亡率」という。)は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著である。

しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

<地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、施行から10年の節目に当たる平成28年に基本法が改正され、都道府県及び市町村は、 大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、 地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおい て、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき 自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施し た政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなった。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

<社会全体の自殺リスクを低下させる>

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

く生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

個人においても社会においても、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進 要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの 包括的な支援として推進する必要がある。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、 心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口 を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を 示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を 有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々

な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

〈「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携〉制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

<精神保健医療福祉施策との連携>

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、これら各施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めたとした地域に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

<対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる>

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1)個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

<事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる> また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1)事前対応:心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
- 2) 自殺発生の危機対応:現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
- 3)事後対応:不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、

の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

<自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する>

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

<自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する>

平成28年10月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ20人に1人が 「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、今や自殺の問題は一部の人や 地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

<自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する>

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、

相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。 全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医 等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

<マスメディアの自主的な取組への期待>

また、マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。

このため、報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、自殺報道に関するガイドライン等を 周知する。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働 を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を 実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国 を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべ き役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

<国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実

情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

<関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・ 学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、 国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極 的に自殺対策に参画する。

<民間団体>

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、 教育、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを 理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に 自殺対策に参画する。

<企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

<国民>

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2 自殺総合対策の基本的考え方」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することと する。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。 地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成28年4月、基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされたことを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

(1) 地域自殺実態プロファイルの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。 【厚生労働省】

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、自殺総合対策推進センターにおいて、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込ん だ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援する。 【厚生労働省】

(3) 地域自殺対策計画の策定等の支援

国は、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画 策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・推進を支援する。【厚生労働省】

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺 対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、自殺総合対策推進センターによる研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。【厚生労働省】

(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について新たに規定された。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第7条に規定する自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育及び違法・有害情報対策を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省】

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時の 対応能力(援助希求技術)を高めるため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。) を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、厚生労働省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより突発的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発を行う ことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、 教育、労働等の領域における個別的対応や制度的改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を 含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

自殺総合対策推進センターにおいては、自殺対策全体のPDCAサイクルの各段階の政策過程 に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビ デンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等 を施策にいかせるよう、情報の集約、提供等を進める。【厚生労働省】

(2)調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、自殺総合対策推進センターにおける、自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージなど必要な情報の提供(地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含む。)を推進する。【厚生労働省】

(4) 子ども・若者の自殺等についての調査

児童生徒の自殺の特徴や傾向、背景や経緯などを分析しながら、児童生徒の自殺を防ぐ方策に ついて調査研究を行う。【文部科学省】

また、児童生徒の自殺について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。【文部科学省】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援ー体型の調査を支援する。【厚生労働省】

(5) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」(平成26年6月13日閣議決定)に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【内閣府、厚生労働省】地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進協議会及び保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第33条の規定に基づ

子どもの自殺例の実態把握に活用できるよう、先進地域においてすでに取り組みつつある子どもの全死亡例(自殺例を含む。)に対するチャイルドデスレビューを、全国的に推進する。【厚生労働省】

く死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【内閣府、厚生労働省】

(6)うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につ ながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとと もに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につなが る学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

(7) 既存資料の利活用の促進

警察や消防が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について地域自殺対策の推進にいかせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における証拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、自殺総合対策推進センターにおける自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、政府横断組織として官民データ活用推進戦略会議の下に新たに置かれるEBPM推進委員会(仮称)等と連携し、自殺対策に資する既存の政府統計ミクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方自治体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、自治体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及などを推進する。【総務省、厚生労働省】

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

(1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家などを養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

(2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携して課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

(3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも 多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師 等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的 確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関す る知識の普及を図る。【厚生労働省】

(4) 教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

(5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

(6)介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

(7) 民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺 対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

(8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

(9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

(10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気づく可能性のある理容師等業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。【厚生労働省】

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が 自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推 進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】

(12) 家族や知人等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずにすむよう、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

(13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修 を支援するため、研修資材の開発を推進するとともに、自殺総合対策推進センターにおける公的 機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への 啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。 【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や「健康・医療戦略」(平成26年7月22日閣議決定)に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・ 広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専 門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するため の研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の 指導も行う。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部(室)による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農村における高齢者福祉対策を推進するとともに、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を 行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

(4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、 平成28年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備と人材 育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するDPAT隊 員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の 方策について、地方公共団体とDPATを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。 【厚生労働省】

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

(1)精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等 のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労 働省】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

(2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、 精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動 療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これら心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均 てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬 での取扱いを含めた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の 普及を図る。【厚生労働省】

(3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等 のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、 これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域 に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

(4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも 多いことから、臨床研修等の医師を養成する過程や生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師 等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的 確に評価できる技術の向上及び、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関す る知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

(5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

児童・小児に対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉 センターや市町村の障害福祉部局など療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働 省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

(6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活

用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診 査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚 生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

(7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめ や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の 困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、 精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の 関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支 援する等、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

(8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相 談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けることができる看護師等を養成する など、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」

を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の 対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民 にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、24時間365日の無料電話相談(よりそいホットライン)を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル(こころの健康相談統一ダイヤル)を設定し、引き続き当該相談電話を利用に供するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該相談電話について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した検索の仕組みなど、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、 セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

(4)経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した中小企業を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱える中 小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、 事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター(法テラス)の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知 を図る。【法務省】

(6) 危険な場所、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と国民一人ひとりの危機遭遇時のため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICT(情報通信技術)も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼を行う。【警察庁】 また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、 青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、

インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。(内閣府、文部科学省、 経済産業省)

(9) インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】 また、インターネットにおける自殺予告サイトや電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き 込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措 置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

(10) 介護者への支援の充実

高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

(11) ひきこもりへの支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次 相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する 早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センター や保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支 援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。 【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情

聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の 関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。 【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD 対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、科学的根拠に基づく対策の実施に必要な調査研究を行う。【厚生労働省】

(13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

(15) 妊産婦への支援の充実

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった 特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対 する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診 査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚 生労働省】【再掲】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】 【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後ケア事業の法律上の枠組みについて、今後の事業の実施状況等を踏まえ検討する。【厚生労働省】

(16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、 性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人 権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における 適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】性的指向や性自認についての不理解を背景としてパワーハラスメントが行われ得ることを都道府県労働局に配布するパワーハラスメント対策導入マニュアルにより周知を図るほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ることについて、引き続き、周知を行う。【厚生労働省】

(17) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS

上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICT(情報通信技術)も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

(18) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、 相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することが できるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体 等に周知する。【厚生労働省】

(19) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因(自殺の保護要因)」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

(20) 報道機関に対する世界保健機関の手引き等の周知

報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行う。【厚生労働省】

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方 公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成 果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺 未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実する。

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて 継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、 地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対す る支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

(2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体の ネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行う ことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。さらに、この連携を 促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関を始めとした地域に配置するなどの取組 を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域においてかかりつけの医師等がうつ病と診断した人を専門医につなげるための医療 連携体制や様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】 【再掲】

(4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因(自殺の保護要因)」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】 【再掲】

(5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより 精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとと もに、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係 団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどに

より、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感の改善、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催する。【厚生労働省】

(6) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺未遂があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

(1)遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、 精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的

問題も含め検討する。【厚生労働省】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。 【文部科学省】【再掲】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの 民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、 平成28年4月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、 助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとするとされた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援などにより、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

(2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促す とともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労 働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者、消費者被害経験者等)の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

(3) 民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働

省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調 香等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の 支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、20歳未満は平成10年以降おおむね横ばいであり、20歳代や30歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、28年4月、基本法の改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

(1) いじめを苦にした子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめ

を苦に自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

(2) 学生・生徒等への支援の充実

18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る【文部科学省】【再掲】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援する等、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を 含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。 【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が 命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保 持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺 対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけではなく、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

(4) 子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習 支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置か れるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援 等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

(5) 若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関

による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情 聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携を強化したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【再掲】

(6) 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声がけ活動だけではなく、ICTも活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した検索の仕組みなど、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援ー体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

(7) 知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められているという事案(いわゆる「共倒れ」)も発生していると言われている。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革実行計画」を踏まえ、労働基準法を改正し、週4 〇時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間(=月平均60時間)とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることのできない上限を設ける。【厚生労働省】加えて、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設ける。【厚生労働省】

また、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を強化するとともに、小規模事業場や非正規雇用を含めた全ての労働者の長時間労働を抑制するため、労働時間等の設定改善に向けた環境整備を推進する。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、企業向けの新たな労働時間の把握に関するガイドラインの周知を行う。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。 【厚生労働省】【再掲】

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。併せて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への

啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。 【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、小規模事業場におけるストレスチェックの実施等に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】 【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、 長時間労働の是正、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一 体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

(3) ハラスメント防止対策

パワーハラスメントの防止については、「働き方改革実行計画」において「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う」とされたことを踏まえ、有識者と労使関係者からなる検討会を開催し、職場のパワーハラスメントの実態や課題を把握するとともに、職場のパワーハラスメント対策の強化についての検討を行う。【厚生労働省】

また、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナーを通じて、広く国民及び労使への周知・ 広報や労使の具体的な取組の促進を図るとともに、新たに、労務管理やメンタルヘルス対策の専 門家等を対象に、企業に対してパワーハラスメント対策の取組を指導できる人材を養成するため の研修を実施するとともに、メンタルヘルス対策に係る指導の際に、パワーハラスメント対策の 指導も行う。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化及びその周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部(室)による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を27年と比べて30%以上減少させることとする。注)なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大

綱の見直し期間にかかわらず、その在り方も含めて数値目標を見直すものとする。

注)世界保健機関 Mortality Database によれば、先進諸国の自殺死亡率は、フランス15.1 (2013)、米国13.4(2014)、ドイツ12.6(2014)、カナダ11.3(2012)、英国7.5(2013)、イタリア7.2(2012)である。

平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、平成37年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、 障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野 とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、自殺総合対策推進センターは、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、あわせて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり(人材育成等)を行う。

2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を 推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性 の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置と同センターにより管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等により地域自殺対策計画の策定等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員が配置されるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これら地域における取組に民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その 効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設け、効果的に自殺対策を推進する。

4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、 自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむ ね5年を目途に見直しを行う。

4. 中津市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成 18年法律第85号)の基本理念にのっとり、総合的かつ効果的な自殺対策を協議し、推進するため、中津市自殺対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策に関する情報の収集、整理及び分析に関する事項
- (2) 自殺防止対策の普及及び啓発に関する事項
- (3) 医療、保健、福祉等の関係機関及び関係団体相互の連携に関する事項
- (4) その他自殺対策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び各団体から推薦された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

中津市自殺対策計画(第 1 期) ~みんなでいのちを支えあうあたたかい中津市を目指して~

発行 中津市

〒871-8501 中津市豊田町 14番地 3 TEL 0979-22-1111

発行年月 平成31年3月